

第三次環境基本計画見直しにかかる中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨 目次

開催回	開催日時	団体名
第1回 (水・大気、化学物質、自然環境及び廃棄物リサイクル関連)	9月9日(金) 14:30-17:30	社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 日本自動車工業会 社団法人 日本水環境学会 一般社団法人 日本化学工業協会 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン 一般社団法人 全国都市清掃会議
第2回 (地球環境、自然環境、化学物質及び国際関連)	9月14日(水) 14:30-17:15	財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 公益財団法人 日本自然保護協会 主婦連合会 独立行政法人 国際協力機構(JICA) 特定非営利活動法人 ソムニード
第3回 (各省及び各省からの推薦団体)	9月29日(木) 14:00-17:15	全国森林組合連合会 一般社団法人 電子情報技術産業協会 一般社団法人 日本鉄鋼連盟 農林水産省 経済産業省 国土交通省
第4回 (公募により選定した団体及び地方自治体)	10月5日(水) 14:00-16:00	特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会(LEAF) 環境アセスメント学会 北九州市 三重県

第三次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会
議事要旨

(大気、水、化学物質、自然環境及び廃棄物・リサイクル関連)

第1回

団体：

- ・社団法人 全日本トラック協会
- ・一般社団法人 日本自動車工業会
- ・社団法人 日本水環境学会
- ・一般社団法人 日本化学工業協会
- ・公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
- ・一般社団法人 全国都市清掃会議

第1回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨

■ 日時 平成23年9月9日(金) 14:30~17:30

■ 場所 ホテルフロラシオン青山 1階 はごろもの間

■ 発表団体

社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 日本自動車工業会
社団法人 日本水環境学会
一般社団法人 日本化学工業協会
公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
一般社団法人 全国都市清掃会議

■ 出席者

【総合政策部会委員】

鈴木部会長(司会)、浅野委員、大塚委員、小澤委員、武内委員、中杉委員、中村委員、太田委員、櫻井委員、佐々木委員、善養寺委員、高間委員、永里委員、三浦委員、藤井委員、速水委員、林委員、長辻委員

【環境省】

環境省大臣官房 三好 審議官
環境省総合環境政策局 中井 総務課長
環境省総合環境政策局 加藤 環境計画課長
環境省総合環境政策局 環境計画課 矢田 計画官
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 坂川 企画課長
環境省総合環境政策局 環境保健部 戸田 環境リスク評価室長
環境省水・大気環境局 上河原 自動車環境対策課長
環境省水・大気環境局 吉田 水環境課長
環境省自然環境局 奥田 生物多様性地球戦略企画室長

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・NOx・PM、CO₂排出量抑制などの対策に積極的に取り組んできた。
- ・環境自主行動計画、環境基本行動計画、環境対策中期計画を策定など、具体的な数値目標をもった計画を実施してきた。
- ・アイドリングストップ運動や教育資料の作成配布などの事業展開も実施してきた。
- ・トラック価格の上昇等もあり、低公害車の導入支援をはじめ環境対策に係る助成事業を実施し、これまでに約170億円の支援を行ってきた。

○これまでの成果と課題

- ・自排局での測定では、NO₂・SPMは環境基準を100%近く達成している。
- ・1990年比で運輸部門のCO₂排出量は増加しているが、トラックについては-17.1%と大幅な削減をしており、京都議定書の目標達成に寄与していると考えている。
- ・貨物自動車の輸送トンキロは1990年比でプラスだが、CO₂ではマイナスになっており、これは努力の結果が表れている。
- ・トラックの価格は環境性能が向上する毎に上昇し、平成元年から17年間で約2倍と顕著に高くなっている。この負担が事業経営を大きく圧迫している。助成による支援も行っているが、助成のようなインセンティブがないと環境対策実施は厳しくなっている。
- ・営業利益は3年連続の赤字と、経営状況は厳しい。特に業界の6割以上を占める車両20両以下の小規模事業者では依然として赤字が続いている。これ以上の負担は業界として困難である。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・業界としてこれまでに多大な努力をして相応の結果をあげており、さらに経営環境が厳しい中、車両ユーザー側に費用負担が求められるような新たな規制が設けられるようことがあれば非常に厳しい。
- ・今後も自主的な目標を掲げて努力をしていくので、新たな枠組みを検討するのであれば、車両ユーザー側に費用負担を求めるのではなく、国の責任で予算措置を講じて対応していただきたい。

2. 意見交換概要

○教育・研修、普及啓発について

- ・教育資料の作成・配布とは、どのようなものをどこに配布しているのか。配布された側の反応や効果はどうか。(佐々木委員)
⇒新しい法律・条例が出きた時や新しい施策が打ち出された際にパンフレット等の資料を作成・配布している。また加盟事業者へ月2回無償配布している広報誌もある。新しい法律や施策の情報は各企業にとって重要であり、業者からの評判も高いと考えている。(谷口氏)
- ⇒トラック業界は99%以上が中小企業なので、資料は大きく役立っていると考えている。その結果がCO2削減等の結果に結びついていると考えている。(星野氏)
- ・ソフト支援として、資料配布以外の研修・セミナー等についてお話をいただきたい。(三浦委員)
⇒エコドライブ、省エネ運転の講習会、グリーン経営の勉強会等を、各都道府県のトラック協会を通じて行っている。(星野氏)

○CO2排出量(地球温暖化)に関する事項について

- ・営自転換が進んでいるということ、営業用車の場合は帰り荷の積み込みにより効率を上げているという話をきいているが、実態について少しお話をいただきたい。(浅野委員)
⇒帰り荷を確保する努力をしているということもあり、効率は営業用の方が高い。(谷口氏)
⇒国土交通省のデータでも輸送トンキロあたりのCO2排出量は自家用に比べて7倍効率がよいと出ており、かなりの効率の差があると認識している。(星野氏)
- ・バイオ燃料を伸ばしていくためには、どのような制度があればよいと考えているか。(藤井委員)
⇒最初はきっちりとした助成も考えないといけないのではないか。(谷口氏)
⇒品確法で5%と定められているが、現状では5%の量についても軽油引取税がかかってしまうということが大きなネックであり、普及しない原因ではないかと考えている。(星野氏)
- ・トラックの価格が上がった理由は何か。また車両平均価格ではどの程度変化したか。(長辻委員)
⇒NOx・PM関係、CO2削減のための機器の値段で高くなっている。安全という面でも次々と新しい性能のよいトラックというと、どうしても値段が上がる。(谷口氏)
⇒大型のトラックであれば1500万円から2000万円くらいの間で売られている。(星野氏)
- ・車両の改良が進んだことにより、燃費はどの程度改善されたのか。(長辻委員)
⇒平成27年の燃費基準達成車が大半を占めているので、5年前や10年前と比べると、燃費はかなりよくなっていると考えている。今後はハイブリッドトラックやCNGトラックの燃費向上に期待したい。(星野氏)

○その他

- ・全日本トラック協会に未加盟の事業者は、どのようなメリット・デメリットがあり加盟しないのか。最適なカバー率はどの程度であると考えているか。(鈴木部会長)
⇒会員事業者には、新しい情報を得ることができる、色々な助成に参加できる等のメリットがある。(谷口氏)
- ・業者の加盟率は80%という話があったが、対象となる業者の範囲は何か。未加盟の事業者の走行距離やCO₂排出量はどの程度か。(太田委員)
⇒法律に基づく貨物事業者、運送事業者はトラックを5台以上所有することが必要となる。6万2千社のうちの5万社が加盟している。(谷口氏)
- ・実際の輸送量でのカバー率はかなり高いのか。(鈴木部会長)
⇒協会ではデータの把握ができない。国土交通省の統計では加盟と非加盟を分けることは難しい。しかし大手事業者は全てトラック協会に入っているのでカバー率はかなり高いと考えている。(星野氏)

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○これまでの成果と課題

- ・自動車産業、グローバルな活動を展開している。地球規模での経済発展、環境保全を両立していかないといけないということを背景として意見を提出している。
- ・環境問題への対応を最重要課題と位置付けており、従来車の燃費向上、電気自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車の開発・実用化、世界のトップを目指し技術開発に取り組んでおり、大きな成果を上げている。
- ・日本の産業界全体を見ても、環境関連の技術開発を通じて、環境保全に役立つ製品の実用化や世界最先端の生産効率の維持・向上に取り組んでおり、これらの取組は日本の経済成長に大きく寄与している。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・「中間とりまとめ」に①環境と経済の持続的向上、②国益や国際的な公平性について明確に記載されていることは評価できる。これらは産業界の基本的な考え方と一致しており、是非具体的な政策・施策として織り込むべきであると考えている。同様に、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」についても是非具体的な政策・施策として織り込むべきであると考えている。
- ・施策の方向性については示されているが、施策を実行に移す際の手続きが示されていない。施策を実行に移す際の基本的な手続きについても盛り込むべきである。施策の事前評価・検証を行い、それを国民や産業界へ示し、理解と納得を得て施策を実行することが必要である。議論をつくして、客観的な重要な意見は反映をお願いしたい。
- ・技術移転に際して、知的財産が守られるルールづくりは非常に重要であり、基本計画には、知的財産を保護しつつ、技術移転を進めることの必要性を織り込んでいただきたい。
- ・自動車利用から公共交通利用などへの転換を図ることにより、都市における環境負荷を小さくすることが重要ということについては、過疎化や高齢化等の問題などからも各地域の特性に合わせた最適なモビリティの組み合わせと街づくりが必要ではないか。
- ・大気環境保全に対する取組の中で光化学オキシダントに係る基準達成率が極めて低いという記載があるが、この基準は諸外国に比べて条件も数値も厳しいという認識である。同じような状況で説明ができるような工夫をしていただきたい。
- ・グリーンイノベーションの推進は重要ではあるが、重要な産業の国際競争力を失わないようにすることが重要である。またカーボンリーケージの問題にも留意が必要である。国際競争力を守れるような施策をお願いしたい。
- ・少しでも環境によい車が普及することが世界の環境問題の貢献と日本の経済発展につながると考えて努力している。温暖化問題として知財を強制実施権で開示させられるかどうかという現状がある中で、さらにハンディキャップを負わされることがないようにお考えいただきたい。

2. 意見交換概要

○グリーンイノベーション、技術開発に関する事項について

- ・グリーンイノベーションの部分については、「経済成長を実現しつつ実行性を最大限に追求していく」というほど深く考えているのかどうか、まだよくわからない部分もある。もちろん環境政策と経済政策を両立させていくということが基本的発想ではあるが、あまり大きな期待を抱くのではなく、ある程度の期待くらいにしておいていただきたい。
(大塚委員)
- ・発展途上国に日本の技術を出していく際の知財保護に関して、法的整備以外に、何か国に対して要望はあるか。(中村委員)
- ・知的財産の保護の話は、具体的に何を考えているか。今後何を要求するか。(永里委員)
⇒国際ルールにある、特許法、知財保護法を厳格に適応していただきたい。COPで途上国が主張しているのは、無料で技術を出すことであり、場合によっては強制実施権というものを出しながら交渉をしている。知財が守られなければ技術開発は停滞することを理解していただきたい。中国とは、国際法にのっとってビジネスパートナーとして提携をしながら技術開示、技術供与をしている。ビジネススキームできちんと技術を展開できるということが望みである。(圓山氏)
- ・高齢化や農山村地域のことを考えると、短距離利用での低コストで高齢者が使用できるような、軽自動車よりも小さい規格をつくったらよいのではないかという考え方について何か検討していることはあるか。(太田委員)
- ・ゆっくり走れる、安全で小回りのきく、車椅子との間くらいの自動車が非常に重要ではないかと考えているが、どうか。(林委員)
⇒短距離利用での低コストで高齢者が使用できるようなものが必要になるというのは、まさにその通り。二輪と軽自動車の間に品揃えがないというのが実態である。高齢化、過疎化、そういうところにニーズがあることは認識しており、どのメーカーもその部分の研究は進めている。(圓山氏)

○自動車産業の現状について

- ・カーシェアリングが、ヨーロッパなどで盛んだが、日本でカーシェアリングを進めるとということは、自動車産業の弱体化にならないか。(中村委員)
- ・毎日使用しないような大型車ほどカーシェアリングが進むのではないか。(林委員)
⇒カーシェアリングは、今後、人口が密集しており車の交通量が多い都市で進むだろう。低炭素自動車が優先されるように世界的になっていく中で、カーシェアリングは一つの方策であり、大きな要素である。自動車ビジネスを阻害するようなことはない。今後、地域によって最適なモビリティができる。もっと便利で高効率で安全で自由に動けるようになるものをつくらないといけない。車というモビリティ、移動手段がなくては、経済発展ができない。そういう意味でカーシェアリングとは両立できると考えている。(圓山氏)
- ・海外で自ら展開しながら尚且つありがたがられて技術を移転することが大切ではないか。特に大型車等は日本よりも新興国で売れると思うので、1台あたりの性能が重要だと考えられるが、それについて意見はあるか。(林委員)

- ・ガソリン車とディーゼル車の販売割合はどうなっているか。EUは1990年代からディーゼルが主流であり、日本と違いがあるのではないか。違いがおきている理由は何か。
(藤井委員)

⇒貨物車はほとんどディーゼル車。乗用車ではディーゼル車はガソリン車と比較すれば0に近い。ヨーロッパの市場では50を超えており、ディーゼル車が普及をしている。しかし日本ではヨーロッパではまだあまり普及していないハイブリッド車が普及している。ヨーロッパのユーザーは日本のユーザーよりも長距離を走るので、ディーゼル車は燃費がよいから初期コストが高くてもよく使うのではないか。日本でディーゼル車が普及しないのは、排ガス対策のNOx・PM法があり、それによりユーザーが敬遠する動きがある。(谷口氏)

○物質循環および循環型社会に関する事項について

- ・資源の有効利用の促進という観点から、金属やレアメタルの回収を進めるという考え方があるが、自動車についてどのように考えるか。(大塚委員)

⇒現在リサイクルで定めているのはエアバック、フロンガス、シュレッダーダストの3つである。貴金属など市場価値があり市場取引が活性化しているものは、解体業者のビジネスにまかせている。リサイクル対象範囲については常に議論をしており、枯渇してきて且つ特定の国が何らかの意思をもって日本の産業に悪い影響を与えるようなことが起きることがあれば、積極的に引き取ることを考えている。(圓山氏)

⇒昨年そういう状況になったという認識はないのか。(大塚委員)

⇒中国の採掘規制は確かにそうではあるが、リサイクルをして間に合うような問題ではない。もっと別の力をもって対処しないといけない。(圓山氏)

- ・被災した自動車はリユース、海外輸出も考えられるのではないか。コスト的に厳しいとも聞いているがどうか。技術的に難しいのか。被災車について何か考えているか。(太田委員)

⇒5万数千台の自動車が被災したが本格的処理はこれからである。過去の国外の事例では水害等で水没した車のリユースでトラブルがあった。リユースは非常に難しい。リユースができればよいが、コストは新車よりも高くなる。自動車リサイクル法に基づいて、被災車両の処理ができるように国も業界も協力体制をとっているので、通常と同じようにリサイクルは実施されると考えている。(谷口氏)

○その他

- ・施策を実行に移す際の手続きについては、環境分野は他の分野に比べてきちんとやってきたと思っているが、特に環境政策の実施に関して不備があると考えておられるのか。(浅野委員)

⇒環境に限った話ではない。特に環境に対してということではないが、審議会という存在を無視して重要なことが提案されて法に実行されているのではないかとの思いがある。合意を得るということが重要ではないかということである。(谷口氏)

■発表者：社団法人 日本水環境学会 中島淳 会長

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・学術雑誌のほか、市民セミナーの講演資料集等も作成している。
- ・水環境分野の幅広い研究の発展と会員相互の情報交換を促進するために年会を開催し、研究の発展等に大きな役割を果たしている。また同様にシンポジウムも開催している。
- ・水環境の関心事は、時代と共に移り変わり、求められる知識、情報が変化するため、水環境関連の最先端の話題を取り上げたセミナーを実施している。また一般市民向けのセミナーのも開催している。
- ・水環境に関連した特定のテーマについて、専門家を集めた産官学共同の研究委員会を設置し、研究・技術開発の促進を行っている。
- ・北海道、関東等の全国7地域で地域支部が設立されており、地域のニーズに応じたセミナー、研修会等の活動を行っている。

○これまでの成果と課題

- ・気候変動と水は関連が強い。水危機に対して、脆弱地域・貧困地域での安全な水供給等が今後ますます重要になる。また低炭素社会に適した水循環・再生再利用システムはまだ技術が確立していない。低炭素社会に適したものにしていく時代が第四次環境基本計画の期間となるのではないか。
- ・循環型社会に関するものとしては、健全な水循環は非常に重要である。水に溶解した有機物を分離してエネルギーとして利用する、あるいは汚泥を山林保全に利用する等の技術もある。栄養塩は農業系には非常に重要なものなので、循環をしていくことが重要。水分野の循環技術はこれまでに進められてきた。
- ・利水目的の多様化が進んでいる。それにより、求められる水質や技術が異なってきている。
- ・エネルギー面では、水力発電以外に、汚水中の炭素による発電も可能である。
- ・水ビジネスは従来、ODA等で多くの実績がある。インフラ等では多くの貢献ができる。しかし、重要視されることが必要であり、そのためには単なる開発以上に環境に配慮した技術、グリーン成長が重要となる。
- ・水環境は様々な環境の中でも、特に環境教育に適したツールである。これまで以上に、地域の中で、いろいろな人材や教材を提供できると考えている。
- ・震災を受けた地域は森と川と海がつながった地域が多かった。震災との関連で、今後、環境森林の保全、林業の復興等が重要となる。低炭素社会に結びつくものとしても重要である。農業再建に再利用水灌漑等のカスケード利用が可能である。大規模な上下水道や個別分散型システムをネットワークで結ぶものが必要となってくる。これらを踏まえ持続可能な社会に水分野でも貢献できる。
- ・2020年は一つの節目であり、今はそれに向けての施設や設備の更新・改造の時期である。また技術・政策の継承のためのアーカイブの作成等も重要である。これまでに培った人材をそう継承していくことも重要であり、これも学会で貢献できる。

2. 意見交換概要

○技術援助について

- ・とても古く水漏れがひどいような水道設備が使われている国もあるが、そういうところに援助している技術等はあるのか。(永里委員)
⇒いかに漏水率を減らすかという技術援助をしている。(中島氏)

○人づくり(教育、普及啓発)について

- ・学会が学校教育に参画することもあるのか。あるとしたら、具体的な事例が知りたい。(佐々木委員)

⇒支部団体で中学生や高校生に環境の関係で表彰等を行っている。また地域で活動がある時に学会員が指導等を行っている。(中島氏)

○物質循環および循環型社会に関連する事項について

- ・栄養塩も農業系で循環させるというのは立ち行かなくなっているのではないか。そのあたりについてはどうお考えか。(中杉委員)

⇒飼料を輸入している現状の畜産では、栄養塩がたまり、循環するのは難しい。国内で何をどれだけつくり、それに対して水がどれだけいるのか、水以外の栄養塩をどのように循環させるのかという全体のフローを頭に入れなければいけない。(中島氏)

- ・輸入農産物のバーチャルウォーターは、食と係る地球規模での水循環と位置づけられると思うが、何かご意見はあるか。(長辻委員)

⇒栄養塩だけではなくて、輸入農作物、畜産に使う水というものを考えて全体のフローを見る必要がある。水は必ずどこかで使うわけであり、選択をしないといけない。国内で自給をすることがよいのかはまた別の議論であるが、データをきちんと把握し、目標をたてることが重要ではないか。(中島氏)

○水環境保全に関連する事項について

- ・東日本大震災後の原子力発電所事故は、海や川など水に対する影響も大きく、長期スパンでの影響等もあると思うが、何かコメントはあるか。(大塚委員)

⇒処理技術については、除去技術がある。しかし、測定、シミュレーションは大気に比べて遅れている。海だけでなく、湖や山林の水源について、どうしたら影響がわかるのか等もまだできていないので、影響を評価すること、シミュレーションをすることが今まさに重要なことだと思う。(中島氏)

- ・原子力発電所事故でセシウムが海へ流出するという話があったが、山はセシウムが溜まるところである。そこから水源に濃いセシウムが残ることも考えられるが、それについて何かご意見はあるか。(速水委員)

⇒シミュレーション自体は物質の動きであるので、放射性物質の流出も同じような方法で予測ができるのではないか。(中島氏)

- ・森林管理でどこに気をつければ水系の循環がよくなるのかについてご意見はあるか。諸外国では水系保護で林業への要求が強くかかっているが日本ではありません。林業は道をつけていく方向にあるが、それにより土砂が流失する。一方で道がないと林業も産業として難しい。(速水委員)

⇒森林の管理については知識をあまり持ち合っていない。森林で降雨後にどのように

栄養塩が流れていくのかということについては研究が進んでいる。森林管理の仕方によって流れ方が違うので、簡単にはいえないが、山をそのままにするのではなくて、きちんと管理をしていくということではないか。その際にも肥料のやり方や道の作り方、最適な方法をとるということではないか。(中島氏)

○その他

- ・第四次基本計画をつくるのにあたってメリハリが必要なのだが、特に重要なところを 1・2 点選んでいただくとすると何だと考えているか。(大塚委員)
⇒今までに水に関する環境政策はかなり行ってきたので、それをいかに継承していくのか。それが重要な時期だと思うので、技術やシステムの継承、人材育成が重要だと考える。(中島氏)
- ・東日本大震災があり原子力発電所事故があったが、水の専門家集団として除染や水影響に関して、学会としての考え方、特別委員会を立ち上げる等の動きはあるか。(鈴木部会長)
⇒震災関連では既存の 2 つの研究委員会が動いている。1 つは干潟の受けた影響と回復について。もう 1 つは下水処理場に関連した衛生対策、健康管理に関するものである。除染についてはまだこれからである。

■発表者：一般社団法人 日本化学工業協会 庄野文章 常務理事

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・国際的な化学品管理の取り組みは、アジェンダ 21、WSSD を受け、SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ）に従って実施されている。
- ・日本化学工業協会では、この SAICM に対応する活動として ICCA（国際化学工業協会協議会）の一員として GPS（Global Product Strategy）／JIPS（Japan Initiative of Product Stewardship）の取り組みを進めている。Product Stewardship（PS）とは、化学製品の製造から消費者による使用、そして廃棄に至るまでのサプライチェーン全体でのリスク低減を目指したリスクベースの管理を目指すものである。

○これまでの成果と課題

- ・リスクを管理するためには、化学物質のリスクの情報が必要となる。日本化学工業協会も含め、ICCA では、データベースとして既に 1000 物質以上の GPS 安全性要約書を公開し、一般の方も閲覧できる状態へと整備を進めてきた。
- ・しかし、リスクの情報があれば良いのではなく、これをいかに理解するかが重要である。サプライチェーン全体の関係者にリスクについて理解してもらうのは非常に難しいことではあるが、現在積極的にチャレンジしている。
- ・化学産業は、Sustainable Development を基本とし、グリーンケミストリーを追求していく所存である。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・サプライチェーン全体での包括的なリスクベースの化学物質管理を進めることは、化学産業だけではなくライフサイクルに関わる全ての産業、消費者の課題であると認識する必要がある。例えば、これまであまり連携できていなかった化学産業以外の産業界やその間に存在する中小の事業者の方にリスクベースの管理について理解していただくことは、今後取り組むべき課題と考えている。
- ・多様な製品、化学物質を対象としたサプライチェーン全体でのリスクベースの管理を進めるためにには、画一的な規制だけでは対応するのは難しい。企業の自主管理とのコンビネーションが必須である。化学企業としては、情報公開はリスクヘッジと捉えてむしろ積極的に取り組んで行きたいと考えている。
- ・環境基本計画見直しの際には、WSSD、SAICM といった国際的な動きに準じた考え方を取り入れるよう検討いただきたい。

2. 意見交換概要

○化学物質対策に関する事項について

- ・PSは非常に重要だと思う。エコラベリングやリスクラベリングのようなマークや伝票のようなものを、上流から下流に流していく、情報共有や管理をしていくような仕組みはあるのか。(林委員)
⇒GHSがその仕組みに相当する。ただし、化学企業は二次のユーザーまでは把握できているが、三次、四次のユーザーとは情報共有ができていない。PSはサプライチェーン全てをカバーする形で進める。全体のデータベースの中で化学物質の包装・表示のラベルを公開し、それを共有することがむしろ大事かと思っている。(庄野氏)
- ・規制と自主管理とのコンビネーションを強調している理由は何か。(大塚委員)
⇒情報を上から下まで流していくにも、多くのサプライチェーンがあり、化学物質が中流・下流のユーザーによってどのような用途でどの程度の量使われているのかを知ることは難しい。上流の化学企業が想定している用途とは異なる、誤った危険な使い方をしている可能性もあるだろう。法的な規制でそれを防げるかというと必ずしもそうではないのではないか。労働安全衛生法で管理するとしても、限界がある気がする。むしろ自主管理の中で気運を盛り上げていくことを一緒に取り組んでいかなければならぬと思う。(庄野氏)
⇒法規制をしてもある意味隠れてしまうだけで表に出ないということか。(大塚委員)
⇒そうではなくて、法規制の限界があるということ。化学物質を本当に管理しようと思ったらいわゆる規制だけではカバーできないところがある。(庄野氏)
⇒それは行政のマンパワーが足りないということか。(大塚委員)
⇒そうではない。CBI(企業秘密情報)の問題もある。化学産業は混合物の場合だと、特に特許の問題があるのでそう簡単には情報は提供できない。そういうところは、管理に必要な情報のみを与えて自主管理をしてもらうしかない。(庄野氏)
- ・自主管理を行うにもコストがかかるため、日本だけが自主管理を進めるのであれば、外国の化学製品との公平性、競争力の問題があるのではないか。(大塚委員)
⇒ICCAはGPSとしてやっていくことを、SAICM対応の義務としてとらえている。世界も対応している中で、我々も取り組むのは当然である。(庄野氏)
- ・日本化学会の活動の方向性と化審法の方向は基本的には違わないと思う。ただ、スピードの面など、ご意見があるのではないか。(中杉委員)
⇒化審法では、優先評価化学物質を選んでリスク評価をし、その情報に基づいてマネジメントをしていくことにしている。そういう意味では、化審法もGPS/JIPSも同じかもしれない。しかし、既存化学物質の情報を収集するためには、労力がかかる。効率的にリスク評価を行うためには、情報を国際的にシェアしながら進めるべきと考えている。スピード感という点ではREACHが先行しているが、我々としても情報を共有しながら進めるのがよいのではないか。(庄野氏)
- ・サプライチェーンをカバーすることは重要だと思うが、行政と業界、どちらが何をやるべきか。何をすることが効果的か。(中杉委員)
⇒規制と自主管理の合わせ技が基本ではないか。自主管理の枠組みの中で情報の提供を、

求めて、応えてもらうのは難しい。情報提供の要請があった場合には、情報提供するように行政が指導する等の手法が考えられる。ただし、要請があればというのがポイントであり、あらゆる情報を出さなければならないという規制にするとは違う。(庄野氏)

・国際的な取組の方向性、世界標準はどこが決めていくのか。日本の国際的な場における立ち位置はどうか。(鈴木部会長)

⇒この分野はEUが先行していることを否定できない。REACHはその前文にSAICMの達成に貢献するとしている。おそらく、雰囲気的には、欧州がかなりリードしている。そういう意味では、日本は気後れ気味では。我々ビジネスサイドはその潮流を鋭敏に感じ取っているが、ガバナンスサイドはそうではない。問題のひとつには、メディアがあるのではないか。国際的な動向をきちんと伝えているので、感受性が落ちている。(庄野氏)

⇒リカバーするにはどうしたらよいか(鈴木部会長)

⇒行政もOECDなどで活動しているが、国際的な場で化審法を持ち上げてさらにアピールしていただきたい。日本化学工業協会としては、APEC等でアジアにどんどん発信していくとしている。(庄野氏)

■発表者：公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン 草刈秀紀 事務局長付

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・一般社会には第三次環境基本計画の改定が行われていることが知らされていないので周知徹底していただきたい。
- ・各分野における課題の明確化はある程度なされているが、解決・達成方策について具体的な方針が全体的に不明確である。
- ・国民に対する政策の根拠となる情報等をアクセスしやすい形で提供することが必要である。
　基本計画の中で明確に位置付けて実行するアクションを書くことが重要ではないか。
- ・国際的な取組みに関するルールづくりにおいて、国益および地球益にもかなうよう積極的かつ主導的な役割を果たすことが重要である。
- ・規制的手法や経済的手法等のより強いルールづくりが必要であるが、国民の意識啓発への言及と比べて不十分であり、本基本計画に具体的に実施計画として書き込むべきである。
- ・グリーンイノベーションの推進をするためには、あえて環境制約を課す、他省庁と連携をする、ということを通じて投資環境を整えることが必要ではないか。
- ・グリーンイノベーションの推進をするためには、その中でコアとなる自然エネルギーや省エネルギーの推進について積極的に関与する必要がある。
- ・グリーン購入法の改正にも着手すべきである。違法な輸入をゼロにし、林産物や海産物等を生物多様性調達方針やトレーサビリティの方針を明示するべきである。
- ・国内の脱炭素化を着実に進めるための目標およびそれを達成するための政策を明確に書く必要がある。目標としては、現行の地球温暖化対策基本法（案）に書かれている 2020 年 25% 削減および 2050 年 80% 削減を盛り込む必要がある。
- ・自然林と植林を面積だけで単純比較することは適切ではない。次のように修正すべき。
「世界の森林は、アフリカ、南アメリカ及び東南アジアの熱帯林を中心に減少・劣化が続いている一方、植林は 780 万ヘクタール増加している。自然林と植林は機能が異なるため単純に比較はできないが、差し引きでは、年平均 520 万ヘクタール（純減少面積）が減少している。また、世界の乾燥地域のうち、10～20% が既に砂漠化している。」
- ・環境に配慮した経済活動に対するインセンティブの創出が重要である。政府による補助金などの用途についても、環境配慮、環境負荷の軽減といった視点も盛り込むことが必要となる。
- ・環境教育と意識啓発だけでは、環境配慮型のライフスタイルへの転換は難しい。基本計画をもとに国が率先して環境配慮型国家に転換して、法律や税制などを見直し、各種の規制や誘導策などを測る方向を盛り込むべきである。
- ・環境教育や意識啓発の重要性だけを書くのではなく、国が率先して義務教育のカリキュラムを変えて環境問題を学習する機会を提供するなど、一步踏み込んだ計画とすべきである。
- ・「経済的なインセンティブ」は、各主体の環境配慮行動への経済的なインセンティブが必要であり、環境税の導入とその財源を生かした環境配慮行動を行う主体への固定資産税や事業所税などの減免、農家への直接所得保障などの優遇制度を行うことなど具体的な記載が必要で

ある。

- ・情報提供の環境情報については、事例や各種規制や基準値等、環境配慮型のライフスタイルに変えるために必要となる情報へ簡単にアクセスすることが可能なインフラ、仕組み等を構築する必要がある。
- ・多様な主体が連携するためには、コーディネーターとなる職能の確立と各地域への配置が必要である。また多様な主体の連携を促すコーディネーター育成の支援体制を構築していく必要がある。
- ・グリーンイノベーションの推進については、森林・海洋生態系の生物多様性保全と言う観点において言えば、生物多様性基本法にもあるとおり、事業者または国民の責務としてより具体的な指針を示すべきだと思う。例えば、消費者や企業に生物の多様性に配慮した物品を選択することや生物多様性保全とその持続可能な利用のために、自主的に取り組んだり、そうした目的をもった取り組みをしている他者との協力を促進したりする必要がある。
- ・東日本大震災に関して、がれきや放射能問題について言及していますが、自然環境の現状把握、保全、適切な回復について触れられていない。
①地域復興の基盤となる、自然環境および生物多様性の被害実態を把握し、その再生を視野に入れた復興計画の策定と実施をおこなうことや、②予防原則にのっとって、復興の資材調達が国内外の環境破壊に結びつかないよう配慮すること、③段階的に原子力発電所を廃止し、化石燃料に依存した生活から、100%自然エネルギーで暮らしが支えられる社会へ転換することや、④放射能を始めとする各種の汚染について、人々の安全を優先しつつ、科学的に検証可能な汚染の調査と迅速な情報公開を行なうことが重要となる。
- ・震災による放射性物質や有害化学物質の飛散などによる健康被害の懸念について明記しているが、20ページ以降、これらへの対応が重点分野として挙げられていない。食物の放射能汚染や下水道での放射性物質の濃縮問題、がれきの撤去問題など、いずれも直接の対応は他の省庁の管轄であるかもしれないが、継続的なモニタリングや国民に対する正確な情報提供、基準値の設定なども含め、各省庁の連携のもと、横断的な取組が進むよう、役割分担などを明記すべきと思う。
- ・日本の人口・経済・資源エネルギーの状況認識において、諸外国への依存度の高さから持続可能性における国際的視点の重要性が唱えられているが、この認識が課題として十分に斟酌されていない。
- ・グリーン成長に関する国際協力は重要であるが、互恵性を重視する理由が不明である。グリーン成長の概念をより高次元から捉え直し、インフラ等の開発事業を敢えて実施しない途上国の政策に対する積極的支援も国際協力の柱の一つに据える視点を盛り込むべきである。
- ・この中間取りまとめ案の基本的な欠陥を指摘しておきたい。第3次環境基本計画が平成18年に策定されたが、その後の大きな進展として上げられる基本的な法律がある。それは、環境基本法、循環型社会形成基本法の他に、平成20年に「生物多様性基本法」が制定されているということ。日本の生物多様性保全の基本となる基本法として「生物多様性基本法」があるが、「生物多様性基本法」と言う言葉が一言も出て来ない。これは、問題だと思う。とりまとめの3ページ「自然環境・生物多様性に関する状況」に加筆すべき。
もう一つ、2012年のリオ+20の記述はあるものの、他の国際条約や国際会議の記述がない。

2012年は、様々な国際会議がある。

6月:ラムサール条約第11回締約国会議(ルーマニア)

9月:第5回世界自然保護会議(韓国)

10月:生物多様性条約第11回締約国会議(インド)

11月:世界遺産条約設立40周年記念イベント(日本)

11月～12月:気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)

これら国際会議で何が話され、何が決められるのか、書き留める必要がある。また、2015年のMDGについても記述がない。

2. 意見交換概要

○持続可能な社会づくりに関連する事項について

- ・今後、経済活動も何らかの形で日本企業を支援していかないと日本の経済成長はないと思うが、「日本企業への利益誘導とも読める内容である」と書いていることの趣旨をご説明いただきたい。(中村委員)

⇒WWF ジャパンでは再生可能エネルギー100%のキャンペーン等、NGO の環境に対する考え方賛同できる企業と一緒に活動し、進んでいこうと考えている。そのような活動を行うことによって持続可能な社会づくりができると考えている。(草刈氏)

⇒「経済産業省による日本の経済成長戦略文書と言われても通用する内容であるのは問題である」という記述はどういう趣旨か。諸外国では大統領がトップセールスとして色々なビジネスを自国に取り入れようとしている。そのような状況の中であえて日本企業のそのようなことに触れてはいけないというような趣旨の書き方をしているのは、なぜかとお聞きした。(中村委員)

⇒互恵性というのをあまり書くのはよくない。互恵性というのは経済的な意味だけでなくもっと深い意味を持って書こうということで順番を変えたという経緯がある。部会の議事録を読んで誤解を解いていただきたい。(浅野委員)

○基盤整備（情報活用）について

- ・情報の提供、データベース化というのがあるが、うまい仕組みがない。DIAS のような、色々な情報を入れて賢く使えるようになるデータベースが必要なのではないかと思っている。NPO の一員として、どのようにすれば、使えるデータベースとなると思うか。(林委員)

⇒例えば生物多様性条約の関連では、AP-BON など、生物多様性の様々なデータを共通して利用できるような仕組みにしようという動き、考え方はよいと思う。各省庁のデータベースは構造が違うために使いにくいが、それに横串を刺して使えるようにすることや、様々なデータを有用に使えるデータベース化をするということが必要ではないか。(草刈氏)

- ・事例の提供というのがあるが、今でも多くの情報提供がある。一般の方たちにどのようにすれば事例にアクセスしてもらえるのか。事例を紹介することでそれが活用されるのか。(小澤委員)

⇒どのようにして一般の方がアクセスするようにしていけばよいのか、今は具体的な考えは浮かばない。(草刈氏)

○人づくり（環境教育、普及啓発）について

- ・環境教育という言葉が本当によいのか、Education for Sustainability がよいのか等を悩んでいる。意見の中に「環境問題を教える」とあるが、私は環境問題を教える教育ではないと思っている。本当に規制することによって環境教育が膨らむのかどうか疑問である。(小澤委員)

⇒環境教育という言葉が良いのかということは感じている。昨年の生物多様性条約会議で決まったCEPA 決議がある。CEPA も含めて、生物多様性だけではなく人権や平和等も含めて教えていくということが目標としてある。その観点からいくと、環境問

題も教えていく必要がある。(草刈氏)

- ・コーディネーターは第二次環境基本計画でも重視したものであるが、その後の10年を振り返ると、本当にコーディネーターの資質とは何かと思う。6月に改正された環境教育推進法ではコラボレーションという言葉が強調されている。しかしコラボレーションの資質とはどのようなことなのか。何かお考えはあるか。(小澤委員)

⇒生物多様性基本法には生物多様性に関する学校教育、社会教育が条文として明記されている。環境教育の法律についても生物多様性教育ということを条文として明記すべきではないか。外来生物についても普及啓発が足りていない。環境教育推進法改正(案)の中には生物多様性教育や外来生物教育などを条文として書いてほしいと提案したが改正に至らなかった。様々な点から環境教育の考え方は発展していくべきである。(草刈氏)

- ・コーディネーターとなる職能の確立と配置が必要であると書いてあるが、これはどういったイメージなのか。民間団体のような人がそこにいるというイメージか。コーディネーターとは、私は色々な場に色々な形で色々な人がいればよいと考えており、多様性がある方が望ましいと思っている。育成といって画一的に行うという発想にはならないのだが、その点はどのようにお考えか。(浅野委員)

⇒さまざまなコーディネーターがあってよいとは思う。私の経験では、同じ目標を持っている団体がお互いに対立している事例がある。これらの団体の目標を中立な立場で整理するコーディネーター組織があり、中立な立場で方針を示すことを商売にしているという団体がある。そのような団体が日本には欠けている。同じような方向を見ているがうまくいっていない団体同士を中立的な立場でうまく方針を示す役割のコーディネーターなり組織なりが必要なのではないか。(草刈氏)

○その他

- ・「原子力発電所輸出のような非持続的な技術を売りつけるという形であってはならない」というのは、世界の国々に対して同じことをいうのか。今原子力発電所を必要としている国は新興国等で多いが、日本のような経験がない技術が使われることの方がもっと心配ではないか。どうお考えか。(永里委員)

⇒WWFの方針は、原子力発電所は段階的に廃止、将来は再生可能性エネルギー100%を目指すということである。その方針を背景とした意見である。(草刈氏)

- ・生物多様性基本法は確かに書いておいた方がよいと思う。(大塚委員)
- ・中間とりまとめは計画そのものではなく、計画は内容をこれから埋めていくのであまりご心配しないでいただきたい。(浅野委員)

■発表者：一般社団法人 全国都市清掃会議 佐々木五郎 専務理事

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・従来、廃棄物処理を安全と衛生的な処理ということを前面に掲げて実施してきた。
- ・ごみ処理の有料化をする都市が増えている。環境負荷の点検・検証が必要だということで、LCAの活用を行う都市も増えている。
- ・廃棄物行政は市民や事業者との協働や住民への働きかけが重要であるため、事業者や市民との活動を実施している。
- ・東日本大震災の対応ということで、環境省要請により、全国の自治体がどのような支援が可能か、被災地が求めている支援内容は何か、連絡調整を行ったり、支援物資を送ったり、人員・資機材を送ったり、ということを行っている。

○これまでの成果と課題

- ・資源循環の観点から廃棄物処理はプロセスが細かくなり、コストが増加した。処理コストは平成13年をピークに低減しているが、最近は焼却工場やインフラ整備が簡単にできないため、経費そのものは横ばいでも、その内容を検討していく必要がある。
- ・ごみ発電も再生可能エネルギーということで、ごみ発電をエネルギー源として位置付けていく方向がよいのではないかと考えている。
- ・循環型社会へ向け廃棄物の減量やリサイクルの取組は、地域の特性にあったものとして行っていく必要がある。
- ・自治体の財政事情が逼迫している中で、住民の安全・安心をどのように確立していくのか、要請事業にどのように対応していくのかが課題である。全国の自治体でその意識に温度差はあるが、廃棄物処理は廃掃法により自治体の義務・責務としてそれなりの裁量権が与えられているので、自らの行政責任を果たす必要があると考えている。
- ・循環型社会システムを確立していくためには、環境保全あるいは適正処理を前提としていくことが必要である。廃棄物の適正処理については、現在の廃掃法が果たしてきた一定の役割を評価してもよいのではないか。
- ・環境をきちんと経済評価の中に位置付けて、環境が経済をけん引する社会システムにできればよいと考えている。
- ・個別のリサイクル法の中での議論となるが、EPRの議論が深化しないことは問題である。EPRの議論は、いかに費用負担をするかのみ議論がなされているように感じている。自治体側では、全て事業者がやればよいという議論もある。しかし責任の範囲等、きちんと議論をする必要があると考えている。特に、資源戦略としての3Rを考えていく必要があるのではないか。
- ・地域循環圏をつくっていくためにも、低炭素分野や自然共生分野との連携が必要である。また自治体が市民に働きかけ、ライフスタイルの見直しができればよいのではないか。

2. 意見交換概要

○人づくり（意識啓発）について

- ・ごみの分別を教えるだけでは、意識啓発まで結びついていかないのではないか。その点についてどのように考えて、加盟自治体に啓発を行っているのか。（小澤委員）
⇒有料化の市民啓発については、かなりの時間をかけて必要性を訴えている自治体がほとんどである。（佐々木氏）

○物質循環に関する事項について

- ・民の力の活用ということで、規制緩和を求めているが、具体的にはどのようなことか。（中村委員）

⇒収集運搬業務について、従来は自治体が直営でやっていたが、現在は民間が増加しつつある。これは各自治体の判断であり、それがよいのかという議論は別にあると思うが、ある程度の地域をカバーできる力のある業者をいかにパートナーとして一緒に活動していくのかということが大きな課題である。法規制の意味で言えば、廃掃法により広域処理を容易にできないこともある。合理化を進めていく中で、民間へ移行できるものは民間へと考えている。（佐々木氏）

- ・ごみの減量化は、処分場不足等のある種の危機により進んできたのではないか。廃棄物処理施設はごみの減量や人口の減少で将来過大になるため、ごみの排出削減のインセンティブが効かなくなると思うが、どうか。今後の削減の見通しについてどう考えているか。（櫻井委員）

⇒廃棄物は、特に事業者の協力によって相当の減量化が可能である。適正化を行うことで逆にコストが安くなり、さらにリサイクルでお金ももらえるようになったという事例もある。家庭からの廃棄物も削減できるが、事業系一般廃棄物の対策も一緒にやっていくことが今後一つの見通しのポイントになるのではないか。まだもう少しは削減できると感じている。（佐々木氏）

- ・トレーサビリティとコンプライアンスをセットで記載しているが、これはどのようなお考えで記載されているのか。（永里委員）

⇒行政・自治体は、法令あるいは各自治体の条例により、情報公開を行っている。最近は情報を公開するだけでなく、行政の説明が問われている。行政情報をわかりやすく市民に提供し、そこに説明を加えていくことが重要ではないか。（佐々木氏）

- ・自治体のごみ有料化が 61.3% というのはとても多いのではないか。それに比べてリサイクル率は 20.5% と低い。ごみの有料化とリサイクル率の関係はどうなっているのか。（小澤委員）

⇒有料化はリサイクル率よりもむしろ発生抑制にきいていると考えている。

- ・EPR の議論については深化が必要だと考えている。自治体が全面的に業者の方に費用負担を負わせるような議論をされるのも問題だと考えている。費用負担にのみ議論が集中していて、環境配慮設計にあまり議論がいっていないのではないか。無制限に事業者へ費用負担をさせるかのような警戒心を産業界に与えているのではないかと思うが、比例原則があるので、そんなことはありえない。誤解を解く必要があるのではないか。（大塚委員）

⇒このあたりの議論は、行ってきた。個別の見直しの中で議論していくのではないかと思っている。(佐々木氏)

・業者のトレーサビリティの話では廃棄物会計の話がおそらく問題になるだろう。廃棄物会計を出している自治体は非常に少ないが、EPRを入れる時に廃棄物会計をしないと産業界も納得しない。廃棄物会計を使い、さらにそれを公表する際にネックとなることをどのように解決したらよいか。(大塚委員)

⇒2年前から、環境省の会計基準と50年代につくった会計基準の比較を行っている。2つの違いをきちんと把握し、計算結果が一致できるようなものにしていきたい。今後普及するかどうかというと、環境省の基準の違いがわからないということで、現時点ではなかなか難しい。(佐々木氏)

○その他

・全国都市清掃会議という組織は大きな自治体ばかりが集まっているために、そこで何かを決めて拘束をするというのは難しいのではないかと思うが、しかし廃掃法の廃棄物処理の世界からきちんと循環法の資源循環の世界へと自治体の意識を変えるという役割を果たすことができるのではないか。自治体に対してきちんとイニシアティブをとる必要があるのではないか。(浅野委員)

⇒色々な場面をつかまえて、たとえばインフラ整備をする際に我々は技術支援に入るわけだが、ただインフラ整備だけを議論するのではなく、バックデータとしてどういう処理、どういう廃棄物処理計画、どうやって循環をしていくのだという議論をまだ少しではあるがしている。また、年に一回事例研究発表会を行っているが、その中で取り上げながら、やっていければと思う。(佐々木氏)

・中央環境審議会にも廃棄物部会とリサイクル部会があるように、環境省の中の行政でも、厚生労働省のカルチャーと環境省のカルチャーが、融合しないように思う。それをどうしたらよいのかご意見はあるか。(鈴木部会長)

⇒いろいろな立場の自治体があり、首長もいろいろなご意見の方がいる。しかし、基本的には毎日の市民生活を守るためにいわゆる環境保全をきちんと行い、尚且つ有害物質を適正に処理をする、いわゆる清掃事業がもっている根本的な役割を再認識していく必要があると考えている。(佐々木氏)

・東日本大震災の被災地の廃棄物処理等について、具体的な動きや議論等があるか。(藤井委員)

⇒震災後すぐに、どのような支援が可能かを照会し、機材や人員の派遣について調査・情報提供を実施した。宮城県や岩手県等の役所が機能していなかったところには、会員組織を利用して情報提供をし、機材等を送った。震災の1週間後には、不足していた消石灰等の薬剤を政府に要望し、アクセス可能なところにはかなり早く提供ができた。現在は特に廃棄物分野に対しては要望があれば、スタッフや機材を送っている。(佐々木氏)

以上

第三次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会
議事要旨

(地球環境、自然環境、化学物質及び国際関連)

第2回

団体：

- ・財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)
- ・公益財団法人 日本自然保護協会
- ・主婦連合会
- ・独立行政法人 国際協力機構 (JICA)
- ・特定非営利活動法人 ソムニード

第2回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨

■ 日時 平成23年9月14日(水) 14:30~17:15

■ 場所 三田共用会議所 3階 第3特別会議室

■ 発表団体

財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

公益財団法人 日本自然保護協会

主婦連合会

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

特定非営利活動法人 ソムニード

■ 出席者

【総合政策部会委員】

鈴木部会長、浅野委員、岡本委員、小澤委員、崎田委員、中杉委員、鷲谷委員、太田委員、木下委員、櫻井委員、佐々木委員、善養寺委員、田中委員、永里委員、長辻委員、平松委員

【環境省】

環境省大臣官房 三好 審議官

環境省総合環境政策局 環境計画課 矢田 計画官

環境省総合環境政策局 早水 環境安全課長

環境省地球環境局 米谷 総務課長

環境省自然環境局 奥田 生物多様性地球戦略企画室長

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

・原子力災害からの復興に向けた研究体制の構築を図るべきである

—政府復興対策基本方針等において、汚染の除去や環境修復技術の早期確立等のために国内外の英知を結集する開かれた研究拠点を形成する等とされている。これらの問題は福島の実際の問題の解決に役に立つ実践的なものであること、分野横断的な最適解を目指すものであること、国際的な知見や知恵もフルに活用することが必須である。競争的資金を整備し、各機関による実践的研究開発を推進することが必要である。この資金制度については、国際的に公募をし、福島の実際の問題の解決に役立つ国際共同研究や世界的視野で優れた提案に基づく研究開発を実施すること、そして将来的には諸外国からの拠出もつのる運営とすることが望ましい。この資金制度を効果的に運営するために現場ニーズの把握、国内外の先行研究開発技術の収集レビュー、研究ニーズの発信、研究開発成果の総合化と現場ニーズへの対応可能性の確認を進めいく必要がある。国際的公募を行っている競争資金の事例としてはAPNがあり、その経験が参考になる。

・エネルギー制約を克服し低炭素化の取り組みを加速すべきである

—電力需給の安定化に向けて今後は省エネ製品導入を拡大し省エネ投資を推進とともに家庭では家エコ診断等の見える化を通じた節電行動の定着を図ることが重要となる。原発依存度低下という、エネルギー供給ミックスの変化が、電力システムコストや温室効果ガス排出に与える影響に対し、ボトムアップのエネルギーシステムモデルを用いた分析評価を実施中である。これまでの分析では化石燃料費の高騰を考慮すると再生可能エネルギー普及を目指すシナリオの2050年までの発電コスト上昇幅は化石燃料依存シナリオと差はなく、さらに再生可能エネルギーの普及を目指すと温暖化対策、経済活性化効果、雇用創出効果等があると考えられるので、化石燃料依存シナリオに比べて、経済合理的である。

・Rio+20に向けてレジリエンスに焦点をあて、グリーン経済を推進すべきである

—Rio+20に向けて、ISAPの成果に基づき準備プロセスにインプットを行っている。特に、1.東日本大震災、原子力災害に鑑みて、経済開発において環境及び社会におけるリスクを考慮すること、2.先進国は環境や自然資源効率向上を実施、途上国は貧困脱却、経済開発を実施する傾向があるが、両者の協力、協働の可能性を追求することによりグリーン経済を世界的に推進することが重要ではないかということ、3.レジリエンスという概念を共通課題として協働を推進すること、が重要ではないか。レジリエンスとは持続可能な開発を脅かす環境経済社会上の変動に対する回復力、復元力、あるいは強靭性の概念と考えており、災害対策として小規模分散型の電源を組み合わせた電力供給システムへの移行や、気候変動への有効な適応策としても重要であると考えている。

- ・グリーン経済の移行については、環境社会的コストを経済システムに内部化し、消費生産形態を持続可能なものに変えるとともに、安全安定で低炭素なエネルギーの段階的導入や資源利用と経済発展を切り離し、資源生産性の向上を目指すことが極めて重要であると考えている。持続可能な開発を実現するための制度的枠組みの整備強化については、まず、多層的で多様な関係者の参画と協働を実現することが必須である。
- ・国連改革については、持続可能な開発のためのアンブレラ機関の設置や UNEP の段階的強化が重要である。

2. 意見交換概要

○多様な主体間の連携、グリーン経済、に関連する事項について

- ・途上国や最貧国と工業化された国の格差が依然として拡大していく状況の中で、レジリエンスをどう捉えているのか。言葉ではなく、実態としてどのようにお考えか。(鈴木部会長)

⇒実際に途上国にとっては、貧困からの脱却がまず必要である。しかし例えばバングラディッシュのように貧困と同時に、洪水被害にも見舞われ、コミュニティベースの適応策で実績をあげつつある専門家・専門組織もある。そのような知見を活用しながら実際に貧困から脱却しつつ新たな脅威にも効果的に対応していくような取り組みも極めて重要ではないか。日本では東日本大震災により地域社会の互助システム、自治体間の互助・共助、が大切であることや、中央依存型システム1本では問題が大きいということが言われた。途上国の直面する困難を考えると、共通する点があると思っている。また実際に途上国は資金的、能力的に課題をたくさん抱えていることも事実なので、先進国との間の協力をいかに強化していくのかが引き続き重要であると考えている。(浜中氏)

- ・制度的枠組みの整備強化の中で、多様な関係者の参画と協働を具体的にどのように考えているか。(佐々木委員)

⇒垂直的に、国の中では政府・自治体・コミュニティ、国際的には世界的レベルの国連、アジアという地域、あるいは東アジア、北東アジアというサブリージョン、各々のレベルに応じた取り組みをしていく必要がある。またそれを主に担う主体が垂直にうまく連携していくことが重要ではないか。参画をしていく主体も、行政だけでなく、産業界や市民社会の組織がしっかりと参画していくことが重要ではないか。具体的にはオーフス条約が世界的には必ずしも普及していない。アジアにおいては一部情報の公開、部分的ではあるが行政の意思決定プロセスへの市民社会の主体参画等を実現しているところもあるが、さらにそれを進めていくことが重要であると考えている。(浜中氏)

- ・グリーン経済については、世界各国の地域資源の活性化を目指したグリーン経済のような視点を強めたらよいのではないかという意見が多数出始めているが、その点についてどう考えるか。(崎田)

⇒生態系サービスや地域の生物学的資源などをもっと重視していく必要があるのではないかと考えている。開発あるいは気候変動による新たな脅威によって利用ができないくなる、生態系サービスが低下するというような危機にも直面している。その点にも十分に配慮しながら、こうした地域資源をいかに活用していくのかの研究を進めいく必要があるのではないか。(浜中氏)

○地域づくりについて

- ・東日本大震災と原子力発電所事故に関連して、現在、1980年代からの日本の都市構造や国土全体のあり方が問われているのではないかと思う。一極集中とヨーロッパのような分散型、それについてどう考えるのか。1980年代に日本が一極集中したことの課題がエネルギー負担等なのではないか。IGESやISAPでそれについてどうお考えか。(小

澤委員)

⇒東日本大震災に鑑みると、日本としても課題が大きいと考えている。途上国でもメガシティへの人口集中があり、そこでのエネルギー多消費型のライフスタイルの普及の問題がある。また多くのメガシティが沿岸部や非常に脆弱な場所に立地しているという問題がある。しかし、コンパクトシティ推進の議論もあるので、都市に集中する居住形態やしっかりとした都市システムをつくるということの重要性についても、一概にマイナスの評価はすべきではなく、そのプラス面も含めて評価していく必要があるのではないかと考えている。(浜中氏)

○地球温暖化対策に関する事項（エネルギー政策）について

・東日本大震災後のエネルギー政策をどうするのかという議論では、再生可能エネルギーはまだまだ経済的に割に合わないので原子力発電を再稼働する、化石燃料へ依存する等の声が強いよう気がする。モデルにより発電コストを試算すると、再生可能エネルギーの普及は経済合理的という結果になったということだが、もう少し具体的に説明をしていただきたい。(櫻井委員)

・再生可能エネルギー普及シナリオのモデル計算について、モデルの前提条件はどうなっているのか。(永里委員)

⇒モデルは 2050 年までの発電コストの上昇幅について検討したものであり、主な前提条件として、例えば原油価格の将来上昇見通しは、IEA のアウトロック等を参照した。その結果、再生可能エネルギー普及シナリオでの発電コスト上昇幅は、化石燃料依存シナリオに比べて、大差ないということであった。他のメリットを考えると、再生可能エネルギー普及シナリオが合理的ということである。しかし 2020 年断面では発電設備の初期投資や、化石燃料費の高騰が限定的であることから高コストになる。長期的には経済合理的であっても、短・中期では必ずしも経済合理的ではないこともある。そのあたりの課題をどう克服するかという問題や、現在は考慮していない分散電源を増やした際の配電側での新たな投資等の送配電コスト等の問題についても今後精査していく必要がある。(浜中氏)

・再生可能エネルギーの普及は経済合理的というシナリオ分析であるが、当面重視すべきアクション、今後 5 年間で重視するべきアクションは何か。シナリオには時系列的に見て、いつまでに何をしていくという段階的なアクションが含まれているのか。(鷲谷委員)

⇒当面重視すべきアクションについては、供給側だけでなく、需要側の省エネである。我慢を中心とした節電ではなく、より長続きする、定着する節電を非常に重要視して取組を進めていくことが必要ではないかと考えている。同時に、段階的にいろいろな課題を克服しながら再生可能エネルギー普及を進めていくことが重要ではないかと考えている。しかし段階的なアクションプランについてはまだこれからである。(浜中氏)

○その他

・原子力災害からの復興のために研究をきちんと行うということは大変重要な視点であると思う。競争的資金で研究を公募するとしているが、特に今足りないのはどのような分

野とお考えか。(崎田)

⇒土壤やその他の放射性物質で汚染されている環境をどう浄化するかという点についても知見がまだ十分ではない。実態についてもデータが十分でない。データベースもまだつくられていない、公開もされていないところがある。共通データベースの開発、そしてそれを一般の研究者の利用に供することも課題であると考えている。(浜中氏)

・ Chernobyl の事故では様々な国際機関による研究等の先行事例がある。すでに様々な研究機関と連絡をとりあっているか。あるいは個別の研究事例を集めているか。(長辻委員)

⇒今回のような原子力災害は日本国内では初のことであり、世界的に見ても、実際に汚染をどのように除去し地域再生を図るのかということの事例は非常に限られたものしかない。ISAP では Töpfer 氏(元独環境大臣、前 UNEP 事務局長)からドイツの経験を話してもらい、Töpfer 氏が主宰している IASS やその他のドイツの関係専門機関との連携を図るべく動き始めている。しかし、まだこれから先行している研究、研究機関、研究成果を十分にリサーチし、それらの機関との連携を図っていくべきであると考えている。福島の現実の問題に役立つ研究を進めるという観点から国際的に知見を総動員していくことは非常に重要であると考えており、そういう意味で競争的資金、かつ国際的に公募が必要ではないかと申し上げた。(浜中氏)

■発表者： 公益財団法人 日本自然保護協会 大野正人 保護プロジェクト部 部長

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・1951年設立後、60年間、現場の自然保護の問題に取り組んできた。
- ・泡瀬干潟や辺野古・大浦湾等の直面した自然保護の問題と、自然が守られた後の環境管理の活動を行っている。環境管理について、赤谷プロジェクトでは、林野庁、地元住民の方、自然保護協会で協定を結んで行うこともしている。
- ・自然観察指導員という指導員の育成をしており、全国各地で自然観察会を通じた地域の自然保護活動が行われている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・日本政府への8の意見提言を生物多様性条約締約国会議（COP10）で出しておらず、それも環境基本計画の見直しにあたって提言といえるものになる。
- ・震災を踏まえた「自然と共生する世界」「持続可能な社会」の実現に向けて。
 - COP10により、「生物多様性を主流化していこう」という動きがあったが、東日本大震災により、その意識が社会全体として薄れつつあるということに危惧を感じている。今は日本の「自然の特性」や「自然観」から考え直し、地域の将来に生物多様性を組み込み直す機会であると思う。具体的に自然と共生する世界がどのようなものなのかを追求する必要がある。また自然との共生を考える際に、災害についての認識も考えておく必要がある。災害がどのようなもののかを踏まえた上で、生態系サービスを享受できる土地利用を取り入れた具体的な復興計画を考えるべきではないか。
- ・「上位の計画、製作段階の戦略的環境アセスメント（SEA）」の制度を創設する。
 - 事業実施前の段階のアセスメントは整ってきたが、その前の上位の政策の検討段階から含めた本来のSEAが必要である。
- ・様々な環境制度への市民の関与を促進していく。
 - 新しい計画等の策定の中で、市民の検討の場やヒアリングの場がたくさん設けられているが、形骸化している状況が見受けられる。たくさんある計画も統合化、総合化する等、何か市民活動のモチベーションがあがるような工夫が必要である。市民の環境保全の場が醸成されていくために、このような見直しの機会に、有効な計画作りができるべきではないか。
- ・今回の意見交換の場が現代的でなく、古いと感じている。オープンなところで、ビジュアル的な発表を行うなど、ヒアリングの方法も考え直す必要があるのではないか。

2. 意見交換概要

○人づくり（市民の関与、教育）について

- ・市民の関与を促進するということについて、国でなく、地域の計画でも構わないので、もう少し具体的に、どのようにすればよいのかをお聞かせいただきたい。（浅野委員）
⇒生物多様性地域戦略と自治体の環境基本計画のどちらをつくったらいいのか、あえて環境基本計画がある中で、生物多様性地域戦略がいるのか、自治体の中でも問われている。地域戦略の位置づけがまだ弱いと感じている。市民側の受け止め方もおそらく同じである。生物多様性というキーワードをつかえば、今までのようにあるジャンルとらわれることなく、農業、産業、観光、色々なものを含めて未来像をつくりやすくなるのではないか。そのあたりを前面に打ち出せば、もっと自治体が地域戦略をつくりやすくなるのではないかと考えている。（大野氏）
- ・「義務教育の中に生物多様性保全を盛り込む」ということが提言の中に書かれている。この点についてもう少し詳しく説明いただきたい。（佐々木委員）
⇒ぜひ学校教育の中で十分に位置づけ、進めていくべきだと考えている。（大野氏）
- ・市民の参加意欲を高めるということは重要だと思うが、戦略等政策作りに関与する際に、地域で現場をもって活動している人が、地域の戦略づくりを主導していくというあり方についてはどう考えられるか。里山のモニタリングをしているような方たちの経験を生かした地域の戦略づくり等のボトムアップ型の政策への関与については何かお考えはあるか。（鷲谷委員）
- ・NPO活動、市民活動をどのように市民の側から活性化させていくのかについてどう考えるか。現状では何が欠けていると考えているか。（鈴木部会長）
⇒市民の政策提言の能力をあげていくことが何よりも不可欠であるが、日々の活動をもとにした提言が政策に反映されることが何よりも重要である。
生物多様性しば戦略が、各地でタウンミーティングでの意見を組み込んでいったように多様な市民の声や提言を醸成し、組み上げていくには、その機会をつくる時間や手間、コストがかかることは覚悟する必要がある。地域で活動するNGOをネットワーク化したり、コーディネイトする組織や人材を確保できるかが重要であり、各地方の環境パートナーシッププラザや大学の研究機関、博物館などにその機能をもっと期待していいだろう。また、政策決定者が市民の提言の意図をよく理解するためにも、様々な対話の機会をつくっていくことも効果をもつため、プロセスに入れておきたい。

○生物多様性の保全等に関連する事項について

- ・生物多様性の主流化が今回の震災で足踏みしているのではというところについては、地域の将来計画を策定するときに、もう少し生物多様性を組み込むということが、一番の強いご提案と理解してよいのか。この危機をどうのりこえるのかというところについて、具体的なご提言をお聞かせいただきたい。（崎田委員）
- ・東日本大震災の、復旧・復興が議論されており、土地利用では、高台移転が議論の中心になっているが、その点について協会の立場で何かご提言等あるか。（櫻井委員）
⇒被災地域でも、そもそも自然環境の重要性が高い場所があるはずだが、まだ復興計画を具体化するなかで抽出しきれていない。守るべきものを守った上で、新たな地域の

あり方、住居のあり方が検討されればよいと思う。そのような順番がなく地域がつくられようとしているのではないかと考えている。また重要性だけでなく、地盤沈下による浸水地域についても、人が使用するところは護岸等の防災措置をきちんとし、それ以外は、元々の地形がどうたつたのかも考慮した上で、自然の回復にまかせて干潟に推移させるような所があつてもよいのではないか。（大野氏）

- ・東北地方では風力と並んで地熱が有力なエネルギーではないかという話があるが、たとえば被災地で地熱発電に力をいれるとすれば、そこからどのような形で、生物多様性が脅かされるようになるのか、具体的に事例をあげて説明していただきたい。（長辻委員）
⇒今まで大規模な風力発電の開発について、地元の方の反対もあり、いろいろ取り組んできた。再生可能エネルギーが注目される中で、地域の豊かな自然を失われないかたちで進んでいけばよいと考えている。自然がエネルギーと天秤に測られて、ないがしろにされないようにしたい。それは地熱も同じで、国立公園の中に地熱の潜在力があるといわれているが、きちんと守らなくてはいけないところは守り、そうでないところで可能なところでは利用していくということになるのではないか。（大野氏）

■発表者：主婦連合会 有田 芳子 副会長兼環境部長

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・運動方針に東日本大震災、福島原発事故の対応、これからの中長期エネルギー政策を加え、「あらゆる生活の場で、安心・安全な暮らしをめざします」を取組方針としている。
- ・福島の農産物等を取り寄せ、復興の支援を行っている。
- ・東日本大震災による環境問題に関する取組として、福島原子力発電所の環境影響の情報収集を行っている。原子力、放射線物質に関する学習会も実施している。
- ・エネルギー政策への問題提起ということで、いろいろな情報を集めながら、どのようなエネルギーがよいのかを検討している。原子力発電については、現段階では計画的な廃炉ということで動いている。
- ・大気環境に関する取組としては、東京を中心に1980年代からNO₂測定活動を実施している。
- ・化学物質に関する取組として、特に玩具の成分検査、調査等を実施している。また子ども用パーソナルケア用品の化学物質の成分、表示等の調査研究も行っており、子育て世代の母親たちへ成分を理解して選択をするための情報発信を行っている。
- ・アジア、EUの消費者団体と化学物質に関する情報交流を行っている。
- ・昨年から、フロン回収の実態、エアコン省エネ偽装表示にかかるネットワーク運動を行っている。
- ・容器包装リサイクル法、ごみ削減に対する取組として、リユースの推進を行っている。
- ・自然環境、生物多様性に関する取組として緑地の保全を行っている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・「国や地方自治体から避難指示等が出されたことなどにより、多くの住民が避難する状況となっている。」という箇所の表現が気になる。「国や地方自治体から避難指示等が出され、原子力発電所近隣市町村の住民は、高濃度の放射線物質で大気、水、土壤を汚染された結果、自宅、農耕地を手放さざるを得ない状況になっている。」というようなことなのではないか。
- ・原子力発電は、クリーンで安全で稼働時のコストが一番安いといわれてきたわけだが、そのことをLCA等で考えた際に本当にそうなのであろうかということで、「稼働時の温室効果ガスの排出量が少ない原子力発電の割合の低下」の記述は必要性があるのか疑問である。
- ・化学物質に関する状況については、SAICMの胎児・子どもたち等の国際的に合意されたハイリスクグループに対して保護するための特別の対策状況がみてこない。エコチル調査等もあると思うが、そういうことが見てこない。
- ・化学物質に関する課題としては、リスクが生じた時点で正しい情報の開示が成されなかつた為に、あとになって大きな被害がでてくることがある。化学物質によるリス

クが生じた時点での正しい情報開示と、日ごろからの対策、システムの確立を行うということを記述する必要がある。

- ・改正化審法が動き始めたが、同時に化学物質の影響を受ける側の視点に立った対策や未解明な問題等への対策の視点がみえてこない。
- ・化学物質を管理する法律が、同じ物質でも用途で異なっていて、暴露状況の把握や効果的な管理の障害になっている。今すぐでなくてもよいので、ある程度整理ができた際には総合管理的な法律が必要ではないか。
- ・将来に環境負荷の可能性がある技術は、環境アセスメントを義務づける必要がある。
- ・リスクコミュニケーションが必要だと国際的な状況でいわれてきたが、コスト的なこともあるのかもしれないが、コミュニケーションというところでは後退してきている気がするので、今回の基本計画にいれていただきたい。

2. 意見交換概要

○環境保全のための情報の整備・発信等について

- ・原子力発電所の事故関係で情報収集や学習をしておりエネルギー政策に対する問題提起をするということであるが、問題提起のあり方は、会として内部的に方針を決めるのか、それとも何らかの提案のかたちで社会に発信していくのか。また、消費者団体等が一齊にエネルギー選択の検討を始めているように見受けられるが、横の連携はどの程度あるのか。(鷲谷委員)
⇒横の連携はあり、情報交換はしている。ただし、消費者団体によっては、すぐに廃炉にすべきというところ、エネルギー政策を勉強しながら情報を整理していこうというところ等、温度差が少しある。国に対し意見書等も出している。(有田氏)
- ・教育、メディアリテラシー教育に関して、メディアは校正されているということを前提に物事を考えている。ここ数年の原子力安全神話はつくられていると考えている。主婦連合会や消費者団体等は、「メディアの分析能力やメディアの情報に基づいた自分の行動やコミュニケーションに対して自らの責任があるということについてどのように考えるのか」についてどのように情報発信しているのか。(小澤委員)
⇒メディアリテラシーということで、消費者団体も勉強会はしてきた。ただし、消費者はマスコミなどが正しい情報をだしてくれない限りは判断のしようがない。教育として情報は重要ではある。原子力安全神話がつくられているとは思っていたが、ここ数年は安全という情報ばかりだった。安全神話ということにアレルギーをおこす人もある。(有田氏)
- ・放射線の影響ができるだけ早く低減させて環境をきれいにして欲しいということと、今後のエネルギー政策というかなり質の違うテーマについての勉強になるのではないかと思うが、どのように取り組んでいるのか、切り分けてお話いただきたい。(崎田委員)
⇒放射線の低減をひまわりや菜種でできないかということで、農林水産省等に除染の研究依頼などしてきた。また、これまで原子力や放射能について学習会も開催している。震災以降は情報収集をしながらどのように低減していったらよいのかを発信をしている。(有田氏)
⇒多様なエネルギー政策の必要性と、原発に関して大枠での IAEA の安全基準をしっかりと守ってくださいということ等を意見書、情報誌等で発信をしている。(有田氏)

○化学物質対策に関する事項について

- ・化学物質のリスクの話については、主婦連合会のいうリスクと、環境基本計画や環境省のリスクにギャップがあり、それが総合的な化学物質管理制度という話になるのだと思うが、もう少し具体的に何を考えているのかをお話いただきたい。(中杉委員)
⇒総合管理的な法律というのは、たとえば改正化審法で、中小企業など対応が難しいところしばらくは国が手伝う必要があるかもしれないと思っている。しかし、将来的には、基本法のような概念法をつくり、法的にも省庁縦割りでないようなものをつくっていく必要があるのではないかということである。(有田氏)
- ・アジアや EU の消費者団体との化学物質に関する情報交流があるが、アジアというのは、情報をコントロールしているところもある。情報交流するときに、情報の本質や内容を

分析しているのか。(永里委員)

⇒アジアは韓国、マレーシアと情報交流している。韓国やマレーシアの関心は、いわゆる環境ホルモンについてである。情報を渡すときには、国際的な成分表記を使う等、正しい情報を伝える事をこころがけ、情報交流をしている。誤解がないような情報交流は行っている。(有田氏)

■発表者：独立行政法人 国際協力機構 唐澤 雅幸 地球環境部環境管理グループ
次長兼気候変動対策室長

1. 団体発表概要

(1) 取組の状況と課題等

○活動内容

- ・ODA の中で、特に二国間での援助を担う機関。2008 年 10 月に JBIC の有償資金協力の機能を統合して、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う政府開発援助の機関となっている。
- ・環境政策・環境計画作り、環境問題に対する体制の強化、環境管理に対処するための技術の向上、への支援を重点的に行っている。
- ・自然環境保全に関しては、住民による自然資源の持続的利用、生物多様性の保全、持続的森林経営の 3 分野での支援を重点的に実施している。実際には相互に関連した取組が多くいため、2 または 3 分野を包括したものが多くなっている。
- ・気候変動対策に関しては、JICA は日本の技術活用にも配慮しつつ、緩和策と適応策、各分野個別の事業ベースでの支援を行うとともに、政策・制度改善、資金メカニズム、人材育成等、各事業を円滑に動かすような、それを促すような、また各事業の効果を発現するような制度的な支援を行ってきてている。さらにインドネシアやベトナム等で、包括的な制度を支援することも行っている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・日本の技術の導入を促すような支援を実施してきている。第四次環境基本計画の特に国際環境協力の内容として、従来 ODA を利用して、プロジェクトベースの支援を行ってきていたが、包括的な政策・制度改善支援を通じた日本の技術市場の開拓、あるいは技術導入の促進にも積極的に取り組んでいるところ、同分野での ODA、JICA の活用にご配慮いただければと思う。
- ・第四次基本計画策定に向けた考え方をみると、気候変動問題、資源の枯渇、生物多様性の損失等、地球規模の環境制約の顕在化や国境を超える製品・廃棄物の移動の問題などの分野で、新興国、途上国とわが国の協調的な取組みの重要性が示唆されているとかと思う。他方、言及されているように各国間の複雑な利害関係が協調した取組を難しくしている側面がある。南北間の対立を生みやすい国際的な議論の中で、比較的利害の一致を生みやすい地域等のグループ間でも協調的な取り組みを進める必要がある。
- ・アジアでは域内メンバーの多くが受益国から ODA の提供国へ移行しつつある。域内メンバー国が自国の発展状況や有する援助リソースを活用しながら対等な関係で地球規模の課題に取り組む下地が生まれつつあるという認識をしている。こうした中で JICA はパートナーシッププログラムによる域内での南南協力支援や、域外の人々をアジア諸国と協力し受け入れる第三国研修などを支援をしてきている。また、地域的な協力をうながすために、ASEAN+JICA の間で対話を継続し、ASEAN 諸国内の域内格差是正を目指した南南協力の枠組みにつなげてきている。互恵的な国際環境協力の内容と

しては、JICA のこうした機能の活用も念頭におき、地域協力の視点を是非入れていた
だきたい。

2. 意見交換概要

○国際的な取組に関連する事項（環境戦略、制度設計）について

- ・全体としての環境戦略を考える際に、環境省とどのように連携をとっているのか。国としての環境戦略を考える機会はないのか。日本政府の戦略と JICA の戦略の整合性はどう考えているか。（鈴木部会長）

⇒環境基本計画の内容との整合性ももちろん配慮をする。今回の説明内容も環境基本計画を意識したものになっている。また各国の援助戦略策定や個別案件ごとの環境分野での案件形成については、環境省の関係部署の方も議論に参加するようになっている。そうした枠組みの中で整合性を保っている。また国際会議に際しては、環境省、外務省、経済産業省、財務省、JICA が一緒に準備し参加するケースもたくさんある。より限られたリソースなので、お互い重複して同じようなことをしないように、効果的な発信や開発の取組ができるように配慮している。より一層の配慮が必要だとは思うので、引き続き皆さんのご意見をうかがいながら対応したい。（唐澤氏）

- ・最近は（有償の）資金協力をする際に、アンタイドになっているが、なぜか。日本が資金を出したのに、他国に受注されることが多いが、それについてどう考えているか。出資だけしていればよいという文化なのか。もうそのような時代ではなくなってきたのではないか。（鈴木部会長）（注）無償資金協力は実質的タイド調達条件となっています。

⇒DAC での紳士協定ではあるが、最貧国にはタイド性の借款はいけない等のいくつかのルールがある。こういったルールに沿った形で、なんとか日本の技術を活用できなか取り組んではいる。そういったルールの制約のない、ある程度所得の高いところではタイド性の借款案件も多く形成している。地熱等の日本の技術がタイド性の支援でなくても競争力のあるような分野については積極的に案件形成を行い、実績を上げている。技術協力あるいは包括的な制度政策改善を促すような貸付・借款を通じて、日本の技術の市場作りをしていきたい。特に日本の比較優位がある分野での市場作りをしていきたいと考えている。（唐澤氏）

- ・2008 年の組織改革も踏まえて環境基本計画にどのように期待をしているのか、世界の戦略の最前線で考えていることと日本の国内の制度設計がきちんと意思疎通をしたほうがよいと思うので、明確にご提言いただければありがたい。（崎田委員）

⇒JICA の組織も変わりつつあるが、外部の状況をみると、開発援助の世界も変わらないといけない状況にある。民間資金あるいは DAC 外の新興国で途上国支援が行われつつある。新興国の多くがかなり大きな金額を支援する時代になっている。同時に環境基本計画で言及されているように、そうした新興国を中心に多くの国々が、環境問題を生じさせる側になりつつある。途上国、先進国という分け方あるいは民間と官という分け方が、開発援助の世界でも、もはや通じなくなっている。いかに官民、新興国や途上国と日本や先進国が連携していくのか、いかに一緒に課題の解決に取り組んでいくのか、ということが重要な時代になってきたので、一緒に取り組むための枠組み、プラットフォーム作りが非常に重要になってきている。枠組みが大きくなればなるほど利害の一一致が難しく、協調的な行動が難しくなる。枠組みは色々な切り口で考えておく必要があり、一つの枠組みで失敗した場合には他の枠組みで補完してい

くことが必要である。どこかに所属することで他の枠組みを排除していくということではない。その中で特に重要なのは、アジアの枠組みである。枠組みは色々あるが、例えば ASEAN には環境大臣会合がない。環境問題や気候変動対策等の問題を一緒に議論していく場が重要であり、そういった場づくりに ODA を活用していただければと思う。(唐澤氏)

- ・国際的な議論の中では、持続可能な開発におけるグリーン経済等の議論が高まっているが、その点について JICA としてどのように戦略をたてていこうとしているか。(崎田委員)

⇒相対的には、気候変動対策の緩和の分野が重要だろう。また、成長という視点でも、グリーンを意識する視点でも、今後の切り口としては、都市が重要ではないか。開発成長の担い手は地域的には都市であり、都市化が進むことにより生産・商業活動の集積が進み、それが効果的な経済活動を促すので、いかに集積を持続的なものにするのかが重要である。機能的な都市、環境の視点で持続的な都市づくりをどうしていくのかが大きな視点になるだろう。この分野は日本にノウハウがあり、ODA を通じて各国の都市のマスター・プランづくりやインフラ整備等の支援をしてきている。包括的な支援を技術、プラントのパッケージ輸出等と関連付けて win-win の関係が築けるような支援をおこなっていければと思う。(唐澤氏)

- ・JICA が途上国の環境計画の地域作りを支援する際に、日本の自治体の経験や技術というものを活用できないか。日本の技術や経験を活用して途上国の地域を支援するということはありうると思う。JICA がお金を直接出すのではなくて、むしろ日本の自治体の国際連携の取組を底上げ・促すような枠組みやフレームがあり、日本国全体として相互依存関係を強化できるような方向性があればよいと思う。その点について何かお考えがあるか。(田中委員)

⇒地域協力の枠組で地方自治体の関与を促す事業が最近は増えてきた。気候変動対策分野で比較優位のある北九州市、横浜市等の国内の環境モデル都市となっているような都市をもつ地方自治体の方々には、案件形成あるいは実施の過程で参加をしてもらっている。過去は専門家として単発での派遣あるいは国内の研修の受け入れ等を行っていたが、最近は民間連携により PPP ベースの案件形成でも自治体が関与することが出てきている。徐々に自治体の対外進出にも ODA を活用してもらえるような展開になりつつあるのではないか。今後も業務の中核にしていきたいと考えている。(唐澤氏)

■発表者：特定非営利活動法人・ソムニード 竹内 ゆみ子 専務理事

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・平成 20 年と 21 年で NGO 連携検討会合を開いた。そこで、第三次環境基本計画に向けた素案、それに向かってのキーワードが「人づくり」「スキームの柔軟性」「交流・共有・継承」「評価指標」が持続可能な開発を進める上で重要なことを確認した。そのキーワードをもとに提言を作成した。
- ・提言 1 「ODA ポリシーの再検討とスキームの柔軟化」
—プロジェクトの現場で、自立、持続可能な地域づくりを進めていく際に、受益者の主体的な参加、つまりオーナーシップを尊重してプロジェクトを進めていかない限り持続可能な地域社会ができない。この考え方で事業を進める際に、現行の政府の ODA、プロジェクトと齟齬が出てきたので、支援スキームの柔軟化に向かっての検討ができないかと思っている。
- ・提言 2 「途上国・NGO 双方における人材育成」
—住民主体の地域づくり無くしては、持続可能な開発ができない。最も大切なのは、現地に住む人々と外部から係る人々であり、環境は人間の係り無くしては、持続可能な開発にはつながらない。よって日本と途上国双方の NGO における人材育成が最も必要であり、現場での研修が有効であると考えている。座学では身につかない、現場でしか身につかないことがあるので、日本の地域現場を有効活用できないかということである。地域のエンパワーメントを促進できる人材をつくる限り、環境問題は解決できないので、地域の人々の力を引き出す、新たな地域資源を見出すような人材を育成する必要がある。
- ・提言 3 「持続可能な開発の視点からのプロジェクト評価指標の開発」
—本当の意味の持続可能な地域をつくる際に、プロジェクト終了時の評価で合格であればよいのだろうかという議論がある。評価の時期の検討、新たな評価の指標が必要ではないか。持続可能な開発の視点からの評価指標の開発を改めてしていかないといけないのでないか。環境省を他省庁による ODA や国際協力全般に対して補完的、オルタナティブな立場に位置付けることはできないか。また持続可能な開発に必須な住民のエンパワーメントに係る評価を自然環境・社会環境という観点からとりまとめて、環境省から補完的な指標を提案することはできないか。
- ・提言 4 「事例・リソースノウハウ共有のためのプラットフォーム形成」
—環境だけではなく、農村開発やその他、いろいろな生活に係る NGO とのノウハウを共有する必要があるのではないか。プラットフォームといった形の、情報共有の場ができないか。従来は、環境 NGO のみの会合が多かったが、環境系 NGO、農村開発系 NGO、保険衛生系の NGO 等と幅広く色々な NGO との会合を行った結果、非常に共通点が多いことがわかった。異業種での集まりにより共通の課題を解決するような動きをつくれないか。

2. 意見交換概要

○人づくり・地域づくりについて

- ・国際協力の話となると、相手国の個性との関係があるが、相手国の個性を、地域づくり・人づくりの議論の中にどう生かしていくかについて、どのような議論があったか。(浅野委員)
- ・地域づくりといつても空間的なスケール、主に係る主体、目標、目的などが多様ではないか。どのような条件を満たす現場であれば、有効な研修の現場になりうると考えているのか。(鷲谷委員)

⇒国が違うと確かに個々の問題は異なるが、基本的に、地域へ外部者が入るときの入り方や関係作り、コミュニティレベルでのプロジェクトを進める際の人と人、人と自然の関係性のあり方について、国内での研修をしている。の点は経験から考えると、国は違ってもほとんど同じである。地域にどのように住民が主体的に係るのかという点での関係性での観点では、地域特性の問題はあまり感じない。(竹内氏)

- ・日本の幼児教育から大学教育までがほとんど座学で、知識が与えられる教育をしてきている。たぶん今ここが問われているのではないか。これは海外であっても日本でも同じではないか。つなぎ役としてのスキルとは何か。(小澤委員)

○社会基盤の整備に関する事項（評価づくり、ネットワークづくり、指標）について

- ・国際的な評価の枠組みを入れると難しいと思うが、評価をあくまで国際的なフレームワークで求めているのはなぜか。(小澤委員)
- ・NGO間の連携というのがあるが、環境分野と開発だけではなく、国内を中心にしているNGOと海外のNGO等、色々な分野のNGO間の連携が重要だと思っている。実際に国内での連携等を色々していると思うが、どのように実現させながら提言しているのか等、現在活動をしている中での実感と提言をつなげてお話をいただけたとありがたい。(崎田委員)

⇒他の分野との連携も必要だというのは、その通りである。しかし、その連携をどのように進めていくのか、具体的につなげる方法について、なかなか有効な手立てがない。出会うための場が必要である。それが例えばプラットフォームである。(竹内氏)

⇒国内とアジアの途上国といわれる地域で行われている地域づくりでの課題には非常に共通性があるにも関わらず、それが関連する省によって分断され、かつ国内NGO、海外NGOという形でも分断されているという現状がある。持続可能な開発は共通のものとしてより包括的により多様なセクターが交わる中で議論をする必要がある。

(野口氏)

- ・持続可能な開発に係る指標というのは、今までに色々と使われ、提案されているが、評価指標の開発というのは様々な評価指標群の相互関係を整理して何か有効な指標を抽出するという意味なのか。「環境省を他省庁によるODAや国際協力全般に対して補完的、オルタナティブな立場に位置付ける」ということと指標を開発するということの関係性、論理をご説明いただけないか。(鷲谷委員)

⇒国際的な評価の指標については、海外の指標を使って今私たちがつくりたいと考えているわけでもなく、具体的に既存のものを用いてそこから何かを抽出したいというこ

とでもない。マルチステークホルダーが人材開発の在り方、あるいは地域づくりの在り方をというものを、より具体的に現場に根ざしながら議論をする中で、指標をつくる必要がある。(野口氏)

- ・現在の評価でこれだけでよいのかと思われている内容について、具体的な話を聞かせていただきたい。(善養寺委員)

⇒NGOはとにかくプロジェクト終了後の評価ができるだけよくするためにかなりの無理をするが、地域の現状を踏まえながら活動していく際にはやはりいろいろなことが起きる。したがって、実際にプロジェクトを実施していく段階での様々な問題に対して、どのようなことが具体的に起き、どのようなことが具体的に課題なのかということをしっかりと把握するための指標が必要である。(野口氏)

⇒ハードの整備から入ると、必ずハードができあがった際にプロジェクトが終わったような気になり、やる気を無くしてしまうので、まずは最初に地域住民に研修をして現場でのオーナーシップをつくり、その上でハードを整備するということが重要である。しかしそうするとハード面の整備が間に合わないようことがある。そのようなハード面での整備が間に合わなかつた際に、そのプロジェクトはよくないのか、それとも終わった後で地域住民が自分たちでハード面を整備すれば、それはそれでよいのではないか、という課題がある。評価をどの段階ですかといふことが難しい。持続可能な開発という場合、どの段階で評価をするのかについても含めて評価の仕方を考えていく必要がある。(竹内氏)

- ・色々な NGO の共有化のプラットフォームは、そのプラットフォームのコーディネートのみがその団体の活動となってしまうくらい大変なのではないか。常々情報交流ができるようなプラットフォームをつくることになるとしたら、どこかそれを担うべき組織や多少カスタマイズすれば担うことができるような組織はあるか。(善養寺委員)

- ・NPO・NGOはアジアに関しても色々とあり、そのようなところと何か連携をする、全てを集めて知恵を出し合うということが起こりうるのではないかと思う。連携検討会議というのは、あくまでも内輪の話なのか、将来的にどのようにしていく予定か。(鈴木部会長)

⇒今回の議論については一定規模の資金力があり、事務局に人が常勤であり、現地で活動を定期的に行っている等を条件に、多様な分野に参加いただくこと、東京だけでなく地方の NGO なども含むといった条件を出しながら、国際協力 NGO や環境 NGO のネットワーク組織とともに、議論を行いフォーラム検討委員となる NGO を選定した。議論のプロセスは限られた 20 団体でのものだったが、フォーラムに関しては多様な NGO、研究者、政府系機関で議論をした。NGO 連携検討会議は、環境省との今後の関係性や資金的な制約等もあるが、できれば続けていきたい。こうした議論は NGO にとってのエンパワーメントの場であった。今後は、環境省だけではなく多様な省庁、研究者、企業とともに議論を国内外で一緒に進めていければと考えている(野口氏)

以上

第三次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会
議事要旨
(各省及び各省からの推薦団体)

第3回

団体：

- ・全国森林組合連合会
- ・一般社団法人 電子情報技術産業協会
- ・一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省

第3回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨

■ 日時 平成23年9月29日（木） 14：00～17：15

■ 場所 三田共用会議所 3階 第3特別会議室

■ 発表団体

全国森林組合連合会

一般社団法人 電子情報技術産業協会

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

農林水産省

経済産業省

国土交通省

■ 出席者

【総合政策部会委員】

鈴木部会長（司会）、浅野委員、崎田委員、進藤委員、中杉委員、植田委員、太田委員、
木下委員、佐々木委員、末吉委員、善養寺委員、田中委員、永里委員、長辻委員、萩原委員、
速水委員、森嶽委員、

【環境省】

環境省大臣官房 三好 審議官

環境省総合環境政策局 中井 総務課長

環境省総合環境政策局 加藤 環境計画課長

環境省総合環境政策局 環境計画課 矢田 計画官

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・基本的には賛成であるが、森林は国土の約7割を占めており、森林の適正な整備・管理が自然環境の維持・回復につながることから、以下の点をさらに考慮した記述を望む。
- ①森林は生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能など、多面的な機能を有しております、日本学術会議の答申にあるように貨幣評価すると年間約70兆円といわれています。
- ②そこから生産される木材は湿度の調節機能や断熱性など優れた機能を持つだけでなく、各種材料製造時の炭素放出量が少なく、アルミニウム、鉄などと比べかつ再生産が可能であり環境負荷が少ないなど環境負荷が低い材料である。資源が少ない日本においては非常に重要な資源である。
- ③森林及びそこから生産される木材は、国民の安全・安心に欠かせない資源・素材である。しかし、日本の森林所有形態は小規模分散であり、近年は原木価格の低迷が続いているおり林業をめぐる状況は厳しく、そのしわ寄せが森林所有者にきている。50年生のスギの立木価格は1本1000円しないが、これをha当たりに換算すると100万円に満たない。スギの50年間の育林費用は約250万円といわれていることから、伐採→植林→保育→伐採という木材の安定供給に支障が出ており、また循環系での持続可能な森林経営が困難な状況にあり、木材の安定供給に支障が出ている。持続可能な森林経営に必要な立木価格の実現が重要である。
- ④農林水産省は10年後の木材自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」を推進しているが、現状では素材生産量を上回る約2000万m³の未利用間伐材等が林地に放置されている。山村の就労機会として適正な森林整備、サプライチェーンマネジメントの確立、国産材の利用拡大のための施策とともに、観光・森林環境教育等森林資源を活用した産業へのさらなる支援が必要である。
- ・我が国の状況の中に、京都議定書の6%削減約束のうち、3.8%が森林経営活動による吸収量である旨を記述していただきたい。
- ・我が国の状況の中に、森林の有する多面的機能について一項目設定をして記述していただきたい。
- ・里地里山の概念を、少なくとも人工林を含めた広い概念としていただきたい。
- ・里地里山に対する人間の働きかけが縮小撤退したのは、過度に市場原理が持ち込まれ、経済の効率性が求められすぎた結果であり、自然環境の保全に支障が出ている旨を記述いただきたい。
- ・持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成の中に、再生可能エネルギーとなりうる木質バイオマス資源の安定的な供給のためには、採算に合う買取価格の設定が重要であり、そのことが地域の自然環境を維持・回復出来る旨を明記していただきたい。
- ・持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成の中に、環境負荷が小さいものとして、地域材を多用した住宅、公共施設などの建設について明記していただきたい。

2. 意見交換概要

○人づくりに関連する事項（ガイドラインの整備、普及啓発、環境教育）について

- ・日本では、個別の経営者がきちんとした環境配慮型の森林管理を行うための手引きとなるようなものがないのではないか。実際に作業をする際の環境配慮のためのガイドラインが必要だと感じているかどうか、またそのようなものを準備しているのか。（速水委員）

⇒環境配慮のガイドラインは当然必要である。まずは法令に準じた対応がどれだけできるか、関係者と話をしながら今後行っていかないといけないと思っている。（中原氏）

- ・持続可能な森林管理の面で難しさがあるということであったが、安全・安心に係る部分については、災害関係等によりマスコミ等で報道が行われた。しかしマスコミ以外の主体にも意識向上のためのもっと大きな役割があるのではないかと思う。何か考えていることはあるか。（佐々木委員）

- ・森林の機能の中の文化機能としてランドスケープ、学習・教育がある。学校の活動に参画して行っていることがあればご説明いただきたい。（佐々木委員）

⇒森林教室、体験林業などについて、森林組合に対する要請というのは色々あり、森林組合の役職員がそこに出かけて対応をしているということは多々ある。（中原氏）

○再生可能資源（国産材）の積極的な利用について

- ・間伐材の利用方法に関連したコンテストや、木材のコストを下げるための工夫を募集していると思うが、その成果について説明していただきたい。（長辻委員）

⇒間伐材の利用コンクールは毎年実施している。治山や土木資材、家具などで目新しいものはなかなかない。（中原氏）

- ・外国から安い木材がたくさん入ってきているが、国内材をもっと使ってもらうために、国民や住宅会社に対してどのように説明し、どのようにアプローチする必要があると考えているか。（末吉委員）

⇒外材が入ってきているが、丸太価格は国産材の方が安い。国産材は伐採してから製品になるまでルートがたくさんあるので、各段階で木材の価格が上がる。野菜のように生産したものがそのまま消費者に届くことはない。加工・流通段階をいかに簡便化するか、システム化するのかが今後の課題ではないか。（中原氏）

- ・ブランド価値を上げるような国産材を利用した家具や住宅に関する先進的な取り組みが出てきているが、先進モデル事業だけでなく、今後それをより広く定着させることが課題ではないか。その点についてどのような施策を行えばよいのか等考えていることを提案していただきたい。（崎田委員）

⇒消費者の方からの国産材を利用した住宅の要望は高い。顔の見える家づくりなど国産材を利用した家作りの動きも進んでいるが、現状ではやはり少ない。しかし、住宅メーカーが環境保全を謳い文句にして販売しているのは事実なので、その流れに全国森林組合連合会としても対応していくことが、サプライチェーンを確立するために必要なことと考えている。（中原氏）

- ・一定基準以上のガイドラインに沿った木材であるということを示し推奨するラベリングについてどう考えるか。（木下委員）

- ・利用されている間伐材はどれくらいあるのか。また、未利用間伐材は大部分が山林に放置されていると思うが、そのことによる弊害はどのようなものがあるのか。(長辻委員)
⇒全国の森林組合では間伐面積の2割程度は利用しているという状況で、素材生産量で150万m³くらいが間伐材である。(中原氏)

⇒間伐材は420万～430万m³が1年間に利用されている量である。近年はかなりの勢いで利用率が上がってきている。数年前は180m³だった。(速水委員)
⇒H21年度の全国の間伐材利用量は600万m³である。(中原氏)

○国際的な取組に関する事項について

- ・日本は、先進国の中では、違法に切られた、持続可能ではない方法で切られた木材が比較的簡単に入ってくる国であるといわれている。違法伐採は再生を目標としていないので最低価格をつけることができる。日本が今まで行ってきた、循環型の森林経営での材価では対抗することができない。違法伐採による木材に対する国境措置などを求めていないのか。(速水委員)
- ・違法伐採された木材の輸入規制についてどのような考え方をお持ちか。(木下委員)
⇒違法伐採については木材の合法証明制度で対処するという考え方から、国内に関しては林野庁のガイドラインが出ている。森林組合系統としてはガイドラインにしたがって、分別・管理を行っており、FSC認証等で対応しているところもある。合法木材に対する需要が増えてきているので、それに対応していくけるようさらに進めていきたい。(中原氏)

○地球温暖化対策に関する事項(エネルギー利用)について

- ・再生可能エネルギーの全量買取制度が今後始まるが、製紙業界等へ資源をどのように出すのかについて、内部でどのように議論されているのか。(崎田委員)
⇒製紙業界等との調整はまだこれからである。未利用材が山に残っているのは、やはり売れないからであり、製紙用チップ価格が合わないということである。価格が与える影響は大きい。(中原氏)

○生物多様性保全に関する事項(評価方法)について

- ・森林生物多様性保全等の多面的な機能も含めた貨幣価値の評価をするべきであると思っている。アメリカでは、政府との売買や山火事への賠償金等で多面的機能の付加価値分も含めて評価をされている事例もある。日本の社会の中に森林のトータルとしての価値をどのように反映させるか、どのような仕組みをつくればよいのか、について考えはあるか。(末吉委員)

○その他

- ・国産材の利用の低下や森林が荒れているという話は随分前からいわれているが、森林には非常に価値があるのに、総合的になぜ我が国はきちんと管理できていないのか。行政側の問題として何があるのか。環境省がすべきこととしては何があるのか。全国森林組合連合会としてはそういう視点で何をどうしようとしているのか。(鈴木部会長)
⇒森林・林業再生プランが進められている。今までずっと対応していただいたところであるが、林業の状況を鑑みると当面の間、従来通りの助成施策をお願いしたい。(中原氏)

1. 団体発表概要

(1) 取り組みの状況と課題等

○活動内容

- ・電気電子・関連団体との連携によって包括的に環境関連活動を実施しており、大きくは、化学物質の管理、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策を行っている。それぞれ製造段階および製品について対応を図っている。
- ・一番大きいテーマは地球温暖化対策。自主行動計画を実施しており、エネルギー効率を上げていくという活動を行っており、間接的なCO₂削減に向けて努力している。
- ・現在の自主行動計画の次の計画についても検討を行っている。生産時のエネルギー効率の改善は目標を立てて行う予定である。さらにそれに加えて、製品・サービスによる排出抑制貢献というものをしっかりと表現していきたいと考えている。技術力や事業特性を活かして地球全体の温暖化防止に貢献を図ると考えている。
- ・製品そのものの省エネ化を図っている。
- ・事務局を行っているグリーンIT推進協議会の活動として、ITによる環境貢献という上で、評価指標の確立やエネルギー効率指標の国際標準化等を進めている。また、アジアでの省エネ診断と具体的な提案等、国際的な活動も実施している。
- ・廃棄物・リサイクル対策についての対応としても、自主行動計画に参画し、努力により現行計画の目標値を5年連続前倒しで達成している。
- ・テレビ、PCのリサイクルについては法律に基づいて努力し、再商品化や再資源化の技術開発により効率を高める活動を行っている。
- ・大気環境保全に関する取り組みとしては、生産段階に排出されるVOCについて自主行動計画により目標を立て削減の努力を行っている。
- ・海外の化学品規制への対応として、EUのROHSやREACHの規制に遵守するよう業界に積極的に図っている。
- ・電気電子機器の環境分野に関する製品横断的な国際標準化の活動を積極的に行っている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・技術力を軸として、日本が主導的な役割を担えるように、「グリーンイノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略の推進」の考え方については、ぜひ基本計画の中に盛り込んでいただきたい。
- ・東日本大震災を踏まえて、日本のエネルギー政策は抜本的な見直しが行われていると思うが、地球温暖化対策はエネルギー政策と一体となって進めていくものと考えている。日本の温室効果ガス排出削減に関する中期目標の見直しも行っていただきたい。
- ・温暖化については、この夏の節電対応は、国民や産業界の多大な努力で行われた。それを単に節電の成果として捉えるのではなく、切実な努力をして達成できたということで、ネガティブインパクトも含めて十分な評価をした上で、今後のあり方を検討をしていただきたい。
- ・地球全体で実効的な環境保全を図るためにには、国際的に優れた技術が普及することが重

要である。将来の技術開発につなげるためにも知的財産の保護の対応を考えいただきたい。

・省エネ技術の公平な評価につながる国際標準化の活動についても政策的な配慮や支援をいただきたい。

2. 意見交換概要

○国際的取組に関連する事項（国際標準化）について

- ・省エネに寄与するものを作れば、エネルギーを使い、CO₂を排出するので、それにまたCAPがかぶさるということが起きる。国際標準化への取り組みにこの点はどう盛り込まれているのか。（永里委員）

⇒生産すればCO₂は増えていくものではあるが、LCAで図ると、生産におけるCO₂排出量に比べて使用段階でのCO₂排出量、エネルギー使用量が大きくなる。製品開発を進めることで削減を図るというはあるが、評価をする場合に、国によって電気の電圧が違うなど色々とルールが変わる。これらについて国際的な標準化をすることで積極的な温暖化対策を世界規模で進めていくような話ができればと考えている。協議会は米大手業界団体との協議を進めており、統一的な指標で評価ができるかと活動を積極的に行っている。これは日本の製品が他の国と比べてどうなのかと言われたときに、すぐに「日本がよい」と表す指標がないところを、できるだけ客観的に表すことができるような取り組みを進めているということになる。

○地球温暖化対策に関連する事項（削減対策、企業戦略）について

- ・2008年と2009年のCO₂排出量はかなり減っているが、これは努力と経済活動の低下の両方があると思う。2010年はCO₂排出量が増加するのではないかと思っている。これは経営的にはよいのだと思うが、抜本的なCO₂対策を業界全体で行わないといけない時期にきていると思う。その点についてどのような議論が行われているか。（崎田委員）

⇒我々の使用エネルギーの6~8割は電気である。自らがグリーンエネルギーを作ることができれば問題はないが、それはまず不可能なので売電という形で購入するしかない。購入先を選べるのであればグリーンエネルギーの購入を選ぶという対策もできるが、それも難しい。よって着実にエネルギー効率を改善していくしかしかないのではないか。また本業界は新しい製品を常に開発していくので、その際に環境のエネルギー効率を考慮しながら開発していく。そのための技術開発は常に進めており、今後も継続し効率を上げて対応していきたいと考えている。（湛氏）

- ・特に温暖化対策などは、個別企業の戦略問題だと認識している。この問題について業界全体で動く意味は何か。業界として最低限これくらいはしなくてはいけないということか、この程度していれば十分ということで取り決めを行っているのか。業界としての取り決めと個々の企業の取り組みの関係をご説明いただきたい。（末吉委員）

⇒個社の問題に対して業界でやる意味は、少なくとも、最低レベルの対応をしていくことである。現在まだ加入していない企業もあるが、CO₂排出量は大手企業で8割になるので、まずはそこで積極的に対応していただき、また個社の努力も継続してもらう。中小企業についても積極的に対応を図っていただけるように全体で底上げしていくことを常に考えて活動していくことが業界活動であると考えている。当然トップのところは考える以上の努力をしており、CSR報告書等で公表をし、アピールをしている。これが全ての企業できればよいが、同レベルを求めるのは難しい中で対応を進めていただけるようにしていくのが業界としての役割である。（湛氏）

- ・製造した製品が使用される過程でどのくらい CO₂ 削減に貢献しているのかを、なんらかの方法で評価する方法があろうかと思うが、どうなのか。どのように貢献しているのかがなければ、ただ売れればよいということでもないのではないか。電気電子製品は非常に広く消費者に分散されるので単純ではないと思うが、どのように評価しているか。

(鈴木部会長)

⇒たとえば、製品の可能性という形での表現ではあるが、1 ユニットのサーバーで具体的に 2008 年から 2025 年の 20 年間弱で処理能力が 15 倍、エネルギー効率は 27 倍になるという計算をしている。また、日々省エネの技術開発は行っており、それにより、製品自体のエネルギー効率の改善を進めている。また、開発された製品により高速の計算やシミュレーションが行われ、それにより温暖化抑制がされるという目に見えない形での貢献も果たしている。具体的な数字として出せるものもあれば、そういった形で結果として貢献しているというものもあるが、できるだけ客観的に出すことができるよう努めている。(湛氏)

○循環型社会の形成に関する事項（リサイクル）について

- ・テレビと PC と小型家電・電子機器の話があるが、リサイクル法が微妙に異なる。業界としては割りと同じ方向で決まった方がやりやすいのではないか。リサイクル法の今後の在り方についてふだん議論していること等、ご意見はあるか。（崎田委員）

⇒そのような意見もあるが、結果としては、静脈の問題だけでなく動脈の問題もある。販売店を通したほうが回収しやすいもの、自治体の方が回収しやすいものなど、製品の特性により違いがある。根本的な「モノを売る」ところから考え直さないといけないような話になってくるように思う。統一された方が楽ではあるが、なかなかそういうのが、業界としてもある。(湛氏)

○化学物質管理に関する事項について

- ・化学物質の流れの中で、事業者側からみると、川中になるのか、川下になるのか。化学物質のリスク管理、事業者の人は自主的に行っているが、最終製品の管理の話が完全に抜けていている。今は J-Moss のようなものでやっているが、あれも EU の ROHS 対応のところがある。例えば、PRTR と同じようなかたちで、もう少し広がりを持つほうがよいと思うが、その点はどうお考えか。（中杉委員）

⇒川下になる。ROHS の 6 物質の管理から始めて、世界各国で同様の規制が入った。少なくとも 6 物質については対応を進めているということで国内でも J-Moss のような形で実施している。化学業界がトップバッターで頑張っている EU の REACH。日本の化審法もハザードベースからリスクベースに変えて管理をしていく方法に変わったので、当然業界としても対応は進めていきたいと考えている。化学物質は微量に使用するだけで格段に性能が上がるものを見つけることが技術開発の一つなので、その環境や人への影響はチェックをしながらやっている。代替物質にするには、川中の評価とさらに川下でも評価をする必要があり、かなり時間がかかる。すぐに対応することは難しいが、まずは管理をきちんと実施し、それから使わない方向で考えていくことで日々対応をしている。(湛氏)

1. 団体発表概要

(1) 取り組みの状況と課題等

○これまでの成果と課題

- ・地球温暖化対策として自主行動計画を策定し、エネルギー消費量削減の目標に向かって取り組みを実施し、着実に削減を進展させている。
- ・地球温暖化対策は、製造工程での CO₂ 削減を図るエコプロセス、使用段階の CO₂ 削減を図るエコプロダクト、省エネ技術を世界へ輸出し世界全体での削減に寄与するエコソリューションの 3 つの柱で進めている。それにより 90 年度の日本の総排出量の約 6% 相当の削減に貢献している。
- ・国際連携の推進をはかり、グローバルなセクトラルアプローチを積極的に推進している。
- ・二国間オフセット・メカニズムの構築について民間企業の立場から努力している。引き続き支援をいただきたい。
- ・2020 年に向けて、エコプロセスとして製造プロセスで世界最高水準のエネルギー効率の更なる向上と、高機能鋼材の供給を通じて削減に貢献するエコプロダクト、省エネ技術の移転・普及により地球規模での削減に貢献するエコソリューションの 3 つを推進していく。
- ・技術開発は先進国の責務であると考えており、水素還元と CO₂ の分離・回収について、生産工程における CO₂ 排出量を約 30% 削減する革新的新技術を開発中、2050 年頃までに普及を目指している。
- ・副産物等の資源化等、資源循環の取り組みを実施し、自主行動計画の目標である最終処分量の削減を達成する見込みとなっている。
- ・鉄スクラップや廃プラスチックの再資源化に取り組んでいる。
- ・VOC 排出抑制に関する自主行動計画を削減し、目標を超えた削減を達成した。しかし我が国の光化学オキシダントの環境基準達成率は向上していない。
- ・有害化学物質の環境への排出量は 8 年間で 5 割強減少した。
- ・鉄鋼スラグを利用した水環境保全、海域環境修復への取り組みを行っている。
- ・生物多様性に係る行動指針を策定している。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・東日本大震災後、エネルギー政策の抜本的な見直しは必須であり、エネルギー政策と不可分一体の地球温暖化対策についても、抜本的な見直しが不可欠である。
- ・第四次環境基本計画の策定において、新たなエネルギー政策及び東日本大震災を踏まえた成長戦略と十分に整合性がとれた地球温暖化対策に関する政策を検討していただきたい。
- ・地球温暖化対策の見直しに当たっては、「地球温暖化対策のための税」、京都議定書の削減目標及びポスト京都における中長期削減目標についても、原子力発電所の稼働状況を踏まえ、その実現可能性や政策妥当性について、改めて十分な検討が必要である。
- ・地球温暖化対策に伴う、雇用喪失リスクや削減コスト等、国益への影響等について広く

国民に示した上で十分な議論を行い、国民の理解と納得を得る十分なプロセスを得ることが重要である。この点を第四次環境基本計画において明確化していただきたい。

- ・エネルギー政策や地球温暖化対策等の政策決定に当たってはそれぞれの立場で別々に議論するのではなく、政府全体として整合性がとれるように議論を行い、国民に十分に示し、理解を得ることが重要である。
- ・持続可能な地球温暖化対策・環境保全のためには、持続的に経済性を維持する中で、先進的な環境関連技術を開発し、これを地球規模で普及させるメカニズムが不可欠である。これは環境技術先進国である我が国が最も貢献できる道でもある。
- ・現在の厳しい経済環境を鑑みれば、経済成長に向けた新しい成長戦略の確立が国民的な政策課題である。環境と経済の真の両立が可能となるような政策の構築をお願いしたい。
- ・先進的な環境・省エネ技術の海外への普及・移転では、民間ベースでの取り組みが重要である。民間活動をより後押しする観点から、民間ベースでの技術移転による削減実績を国際的な削減目標の中で正当に評価する仕組みの整備、国内産業の研究開発や知的財産保護を支援する政策等をお願いしたい。
- ・高炉スラグをセメント原料にしようとして通常セメントに比べて製造時の CO₂ 排出量を約 40% 削減することが可能である。セメント需要が多い新興国に輸出することで地球規模での貢献が可能である。しかし、現在の制度では運用上、円滑な輸出が難しい。高炉スラグ輸出については、各状況を総合的に勘案して合理的な制度運用を定め、国際的な高炉スラグ利用・活用が進むようにしていただきたい。
- ・廃プラスチックについては収集量が伸び悩んでいる。廃プラスチックの収集量を増加させる行政の取り組みや競争制限的な容器包装プラスチックの入札制度のさらなる適正化をお願いしたい。
- ・光化学オキシダントの環境基準達成率向上を課題とするのであれば、VOC 以外の物質や越境汚染等の影響も含めて調査を行った上で、今後の対策のあり方について検討していただきたい。
- ・有害化学物質については、今後は改正化審法等の多様な関連法令の施行状況を踏まえ、問題点の有無を精査した上で、慎重な政策判断をしていただきたい。

2. 意見交換概要

○国際的な取組に関連する事項（オフセットプログラム）について

- ・民間活動の位置づけについて、民間が活躍できるグリーンイノベーション、グリーンエコノミーの徹底等の提案をいただいていると思うが、具体的にどの政策を早くしていただきたい等のご意見を出していただければ、環境基本計画の中でそれをどう取り入れるかが明確になると思う。その点お話をいただきたい。（崎田委員）

⇒技術を提供した側での貢献として削減をカウントするというのは CDM 等があるが、アディショナリティの問題などもあり、認定されるのは極めてわずかである。また数年単位の時間がかかり、リスクが高いため、なかなか動かない。オフセットプログラムは京都議定書に基づくメカニズムを補完するものとして大変有用ではないかと思う。技術の提供側の貢献を評価し、技術の提供国のクレジットとしてカウントできるような仕組みができれば、今までに技術提供をした分だけを考えてもかなりの CO2 削減がなされているわけであり、日本にとって大変よいことである。また、日本が世界の CO2 削減にどのように貢献するのかというと、日本の優れた環境省エネ技術を海外に提供しそれにより世界の CO2 削減を図ることが最も合理的ではないか。これは日本のビジネスチャンスにもつながる。政府ベースでも十分ご努力していただいているが、オフセットプログラムが正式なものとして定着しその内で日本の鉄鋼業や製造業の力が貢献でき、正当に評価されるようになれば、日本が最も世界で温暖化問題に貢献できるようになるのではないか。（市川氏）

○循環型社会の形成に関連する事項（廃棄物処理、有効利用）について

- ・鉄鋼スラグはプラスの面があるとのことだが、今まで私は私のように余分なものと思っていた人も多いのではないか。鉄鋼スラグの有害性についてこの資料には書かれていないがどうか。（森嶌委員）

⇒スラグは 98% 資源化し、2% は埋め立て処分している。この中に有害物を含んだ鉄鋼スラグが含まれている。これは管理型処分場で処分している。有効利用については、海域環境修復技術も含めて取り組んでいる。（古山氏）

- ・今までの規制で課題があったということだが、どのような点が課題で、どのようにすればもっと使えるようになるのか。（森嶌委員）

⇒スラグが流通する際に、廃棄物ではないのか、という疑義が多少生じることがあるため、利用が促進されないということが問題としてある。（古山氏）

⇒鉄鋼スラグをセメントの原料に使うと通常のセメントと比べて 40% の CO2 の削減につながる。日本ではセメントの 25% で高炉スラグが使われている。さらに台湾や韓国、インド等からの日本の高炉スラグに対する需要はとても高い。可能なものについては適宜輸出をし、世界全体の CO2 削減に寄与している。しかし、輸出するとなると、遠い国では現地引渡し価格から輸送費を引くとマイナスになる可能性があり、そうなると有価ではなく廃棄物ではないかという扱いをされる。同じものが輸出先によって有価物か廃棄物の扱いになり、円滑に輸出ができない。この点がなんとかならないかと考えている（市川氏）

- ・鉄鋼産業として、資源有効利用の現状を示しているが、最終的には日本国内で新鉄（バ

ージンの鉄) の生産、製鉄は必要ない、鉄があふれすぎている、ということになると、国内で完全にスクラップという形で循環利用を考えるのが最終的なサステナブルな姿になっていくのではないか。どこかでサチュレーションがくる。その段階での鉄鋼業のあり方、高炉ではなく電炉で全てが動いていくような状況など、将来像としてどのように考えているか。(鈴木部会長)

⇒高炉と電炉。おっしゃるような指摘がなされることははあるが、高炉と電炉では製造できる製品が違う。例えば、日本の優れた省エネ性能をもった自動車等は高炉によってしかできない。一方で電炉の役割を否定するつもりもない。国の状況に応じた組み合わせで国経済を支えていくのが実態ではないか。(市川氏)

⇒伺いたかったのは、すべて鉄鉱石ベースの鉄ではなくて、すべてスクラップのリサイクルで回る国ができるとしたらいつ頃になるのか。その場合は、どのような鉄鋼業になるのかということである。(鈴木部会長)

⇒それは永久にこない。アメリカもイギリスも高炉があり、新鉄からつくっている。市川氏の発言は、スクラップからできる鋼種・鋼材は限られているということ。鉄鉱石から作る、いわゆる新鉄は高品質であり、ハイブリッド自動車等の省エネを進める部品や機械をつくるためには、必要なものである。これから新興国でもそのように新鉄のニーズが出てくる。(進藤委員)

⇒技術でその問題を乗り越えるということもあるのではないか。(鈴木部会長)

⇒高品質のものが電炉でできるようになればあるとは思う。前東大総長の小宮山先生も、何年かしたら、日本の鉄鋼生産はスクラップで回るようになる、と言っておられたが、経済がそのような定常状態になることは実際には考えられないと思っている。(進藤委員)

○その他

- ・ 国益への影響等について国民の理解と納得のプロセスをということはまったくそのとおりだと思う。東日本大震災以降、国民や社会の意識や価値観が大きく変わってきたのではないか。また、東日本大震災に限らなくても、世界でも地球温暖化を含めて、意識や価値観は変わってきていると思う。温暖化問題に関しててもそうである。つまりお金だけ、経済性だけでものを考える時代は終わったというのが、社会の声になり始めているとすれば、経済あるいは経済性、お金で払ったコストの面からの意見と、それを度外視するケースも含めて、社会をもっと広い意味で違った視点での価値観で社会の存在のあり方を議論していくと。そのあたりどういう対応をしていくかとうしているのか。(末吉委員)

⇒東日本大震災以前から環境に対する国民の意識というのは高くなっています、世界的にも同じである。国民の要請に対して、生産工程の省エネ、環境への取り組み等で応えていくのは企業という社会的存在からすれば当然のことである。社会のニーズの変化に応じて企業活動が変化する。その上で申したいのは、いずれにしろ環境問題、温暖化対策などを進めようとすると、どうしても制度というものが出てくる。それに伴い、場合によっては経済的な面に向ける制約、負担が出てくる。政策目標のためにどのような政策手段を選ぶか、また制度をどのように組み立てていくのか、

同じものを目指しながら計画は違ってくるのではないか。

一例として、温暖化関係への貢献がある。日本の省エネ技術は世界最高水準にあるので、これ以上の削減は難しいことは常識である。従って自らの削減量の多寡をもって競うという考えではなく、二国間オフセットプログラムで言及したように、日本が持つ技術が世界にどれだけ貢献したのか、それを正当に評価してもらうような仕組みを国際的に合意できれば、我が国は最も貢献できる国になる。このように、具体的にどのような制度を作るのか、によって経済的影響は大きく異なる。

また、再生可能エネルギーで言うと、ドイツ、スペインでは制度を作り相当の太陽光発電の導入が行われたが、実際に雇用がどこまで確保できたのか、太陽光発電のパネルは中国製が非常に多いのが現実である。世界のシェアを見ても中国、台湾で約6割を占めている。再生可能エネルギーによって雇用を確保したいのであれば、相当慎重な制度設計が必要である。

このように、環境と経済の問題については、政策面でどのような選択肢を選ぶのか、また、どのような制度設計を行うのかが極めて重要であり、慎重な判断を要すると考えている。(市川氏)

1. 団体発表概要

(1) 取り組みの状況と課題等

○活動内容

- ・「食料・農業・農村基本計画」を平成 22 年に改定、閣議決定をした。農業所得の大幅な減少や後継者不足の深刻化等の問題がある中で、食料自給率の引き上げや個別所得保障制度、六次産業化等を目指すべき施策の方向性としている。
- ・平成 23 年 8 月には、東日本大震災も踏まえた上で、「我が国の食と農林漁業再生のための中間提言」を取りまとめ、農林漁業の再生に向けた具体策を検討するための 7 つの戦略を提示している。
- ・農地・農業用水等を保全管理する取り組みと併せて、水質保全や生態系保全、景観形成活動等、農村環境の向上に資する取り組みを行う集落を支援している。
- ・環境保全をより重視した農業生産を進めていくために、農業環境規範の普及・定着や、エコファーマーの取り組みへの支援、環境保全型農業直接支払の実施、等を行っている。
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、管理の適正化を推進している。
- ・バイオマスを積極的に利活用するために、「バイオマス活用推進基本計画」を策定し、取り組み推進を図っている。
- ・木質バイオマス発電、耕作放棄地を利用した太陽光発電や風力発電、農業用水路を利用した小水力発電など、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援を実施している。
- ・地球温暖化問題に対する対策として、森林吸収源対策、農林水産業等からの温室効果ガス排出削減、適応技術の開発、国際協力等を進めている。
- ・生物多様性の保全を重視した農林水産業を推進するために、農林水産省生物多様性戦略を策定している。生物多様性基本法の制定や COP10 の決議等を踏まえて現在戦略の見直しを行っている。
- ・藻場・干潟を含む漁場環境の保全の推進などにより、里海・海洋の保全施策を総合的に推進している。
- ・バイオマスのガス化・エタノール製造技術の開発等の技術開発を行うなど、グリーンイノベーションの推進のための取り組みを実施している。
- ・放射性物質汚染への対策として、食品衛生法上の暫定規制値を超えた食品の出荷制限等の実施等を行っている。今後は除染や廃棄物処理が課題であるが、関係省庁と連携を密にして政府一体で取り組んでいく。

2. 意見交換概要

○人づくり（担い手の育成、普及啓発、ガイドライン、環境教育）について

- ・担い手の不足への対策の道筋がわかりにくい。個々の政策がトップダウンでばらばらに行われるのではなくて、その地域で誰かリーダーシップをとるような人たちがいて、地域でうまく連携をとったひとつのクレジットにならないとうまくいかないのではないか。たとえば地方公共団体をどう活用するのか、地域のリーダーシップをどう生かすのか等、そういった観点からの検討が省全体で必要ではないか。個々の原局がばらばらにやっていたのでは成果は上がりにくいのではないか。そのあたりいかがか。（浅野委員）
- ・担い手について新規参入の促進について、どのような施策をしているのか。新規参入された方は地域に受け入れられないといけないが、地域との連携はどう考えているか。（萩原委員）

⇒担い手に関しては、地域で育てていかないといけない面がある。一つは地域にある農業法人に雇用者として入っていただき地域に慣れて独立していくというパターンがある。また新規就業者に直接的に支援をする方法もある。特にフランスでは直接的支援を手厚くしているので、そのような事例もみながら施策を拡充していきたいと考えている。（榎本氏）

- ・日本の農業や水産業に温暖化や異常気象の影響が出ているように感じる。もっとそのような状況を国民に知らせ、問題意識をもつともつていただくことが重要ではないか。その点についてどうお考えか。（末吉委員）

⇒技術会議というところで調査をしている。例えば、温暖化で米が白く濁るような状況がでているので、温暖化の影響についてを広報している。また、対応技術の開発や品種改良を行っている。（榎本氏）

- ・農業の場合、環境配慮型の指針のようなものがあり、それに対応した補助の体制もとっている。森林の場合は、森林を管理する環境ガイドラインのようなものが表に出てこない。どのように配慮して森林管理をすればよいのかということを現場の人はほとんど理解していない。生物多様性を保全するための間伐の方法についてもない。ディティールの部分を聞いたらそれは政府と足並みをそろえてやるということだったのだが、具体的に何か考えているか。（速水委員）

⇒FSC や SGEC の取り組みを推進しており、取得される方も現在増えてきている。生物多様性に対する森づくりという観点では、複層林や針広混交林など、多様な森づくりを進めている。そこをもう少し具体的に進めていった方がよいというご指摘だと思うので、林野庁と相談しながら進めていきたい。（榎本氏）

- ・文部科学省は環境教育の中に農業体験を位置づけているが、農林水産省と文部科学省の連携はどうなっているか。農林水産省は環境教育としての農業体験をどう位置付けているか。（萩原委員）

○地球温暖化対策に関連する事項について

- ・家畜の排せつ物は地域における深刻な問題になっていたが、家畜排せつ物法ができたことで排せつ物の過剰蓄積やオーバーフローは解決できるようになったのか。（長辻委員）
⇒排せつ物は確かに大きな問題であった。家畜排せつ物法の施行に向けて、集中的に施

設整備の予算を組み、整備を進めた結果、問題は解決に向かってきているのではない
かと評価している。(榎本氏)

- ・水田からのメタンの排出は、何か打つ手はみえつつあるのか。(長辻委員)
- ・不適切な土地利用による土壤からの CO₂ の大気への移行、これがクローズアップされ
ていると思うが、どの程度対策が進んでいるのか。(長辻委員)
⇒過度な施肥は N₂O を出すので、適切な施肥の基準を守らせることを徹底させている。
(榎本氏)

○地域資源の有効利用（バイオマス）について

- ・陸地だけでなく海洋も含めてバイオマス資源の利活用は進めるべきだと思うが、CO₂
削減、エネルギー源として短中長期でバイオマス資源に対して過大な期待をしていいの
か。(永里委員)
⇒確かにバイオマス技術は色々な技術がある。その中で漫然とやるのではなくて、短期・
中期的な目標を定めて、ある技術についていつまでに結論を出すのか等を決める一方で、
基盤的な技術については長い目でみる等、メリハリの効いたバイオマス政策を進めてい
きたい。(榎本氏)
- ・遊休地や水利権の問題等、色々な新しいエネルギーを考える上で大いに検討の必要があ
る、ある種の規制的なものに属するものがあると思うので、そのあたりは環境省と今後
連携をとっていただければいいのではないか。(鈴木部会長)
- ・印象的には、農林水産業や農産漁村には大きな資源ポテンシャルがあるが、その有効な
利用の方法が十分できていない状況にあると感じる。今回、再生可能エネルギー導入施
策の話もあり、地域経営という話をもっと打ち出してはどうか。再生可能エネルギーと
いうのも、一種の地域資源といえるのではないか。課題はその経営を誰がするかだと思
う。その点について何かお考えはあるか。(植田委員)
- ・間伐材が年間 2000 万 m³未利用であるという実態がある。東日本大震災以前からバイオ
マス資源を売り出していた農林水産省として、今は、バイオマスを掲げて前進できる時
である。バイオマスは地域の復興という点でも、地域資源という観点でも一つの政策の
大きな柱になる。また予算獲得の売りにもなるので、バイオマスを中心として地域復興
との関係で、東北だけでなく日本全体について、再生可能エネルギーという旗を掲げて
何を考えていただいているのか示していただければ環境基本計画の中に謳いあげてい
くことができるのではないか。(森鷗委員)
⇒再生可能エネルギーは、風力・水力・バイオマス等、農村にはいろいろな資源が軽存
しており、それについてボトルネックとなっている技術の問題をどう解決していく
かということも含めて検討をしている。今後、更にもっと全体的に土地利用の調整
をどうしていくのか、担い手・主体をどのように育成していくのかを含めて施策を推
進していかないといけないと考えている。(榎本氏)
- ・施設農業での暖房にペレット等を使おうとしても、価格の違いで化石燃料等に負けてし
まう。本来農林水産省の中で使用を進めるべき施設農業の中のエネルギーとして、バイ
オマスが使いにくい制度になっている。そのあたりを工夫できないのか。トータルとし
てある一定の地域の中で再生可能エネルギーを普及させていくということも含めて、施

設園芸・施設農業利用できないか。(速水委員)

⇒チップボイラー等を整備する場合は、それに対する支援を行っている。また、J-Ver や炭素取引の整備をする等の側面支援を行っている。税制上の取り組みとしては、以前はチッパー等に対する税制優遇措置を取っていたこともある。林野関係の新しいバイオマス関係機器等が製品化されれば、エネルギー税制の中でまた取り組めるものは取り組んでいく。(榎本氏)

○その他

・「農林水産業の持続的な発展」としているが、もっと大目的があるのではないか。全体として循環形成を担っているという認識が必要ではないか。確かに農林水産業の発展ではあるが、もう少し大きな目的の下であるということを明示的にすると、それが環境基本計画の考え方ともつながる。(植田委員)

⇒全体的な大目的があるのではないかということは、まさにそう思う。産業発展の他に、国民の幸福、福祉等、言い換えれば農業のもつてゐる多面的な機能といったものがある。農業は決して産業的な目的だけではなくて、様々な環境的なベネフィットや国民福祉的なベネフィットももたらしている。その点を大きな目的として捉えた施策を推進していくべきと考えている。(榎本氏)

・「我が国の食と農林漁業再生のための中間提言」という新しい戦略の中に、「原子力に災害対策に正面から取り組む」ということが明確に入っていることが特徴だと思う。ここは積極的に取り組んでいただくことが大切ではないか。除染については農林水産省で明確な実施体制を取り、推進していただきたい。今どのような推進体制を取ろうとされているのか。(崎田委員)

⇒除染や廃棄物処理は、まさに進めないといけない状況になっているので、農地の汚染状況については文部科学省と連携して把握し、除染の方法も提示した。また、廃棄物の状況についても、どこにどのような農業系廃棄物があるのかを把握をし、処理のためのガイドラインも定めて指導しているところである。これから問題になるのは除染によって生じた土壤をどう処理していくのかということであり、中間処理施設等について環境省と連携して早期に解決したい。(榎本氏)

1. 団体発表概要

(1) 取り組みの状況と課題等

○活動内容

- ・産業界の自主行動計画や自動車単体対策、新エネルギー導入等の、京都議定書目標達成計画における対策を行っている。世の中にまだまだ残っている削減ポテンシャルをどう引き出していくのか、そのためにどのような手段を選択すればよいのかを検討しポリシーミックスを行っている。
- ・産業界の自主行動計画により大幅な削減実績をあげている。技術導入を長い目でみて行うことが結果的に削減につながっている。
- ・大企業と中小企業のエネルギー効率の差は拡大している。従って、中小企業等の低炭素投資を促進するとともに、その排出削減の効果を国内で有効に活用し、国内での資金還流を促すことで、環境と経済の両立を図ることが可能。そのため、経産省では国内クレジット制度を実施し、活用している。
- ・日本のグリーン技術・製品を普及させることで、世界全体で産業部門や家庭部門等における大きな削減を実現することができる。
- ・CDMは審査の長期化、案件の偏重等がある。この制度をどう改革し、どのような新しい制度を設けることで、日本を始め先進国の低炭素技術を世界の途上国で幅広く浸透していくことができるかを検討している。日本から国際的に提案をしている制度として「二国間クレジット制度」がある。
- ・グリーン・イノベーションの推進に当たっての基本的な考え方としては、日本の強みを生かし、国内外の削減ポテンシャルを掘り起こし、雇用・成長を実現しつつ、排出削減も同時に達成するということである。
- ・ポスト京都に向けては、米国・中国が入った大きな、公平な意欲的な目標が達成できるような枠組みを目指している。
- ・日本の強みを活かすための新しい枠組みの中で中小企業や途上国の削減ポテンシャルを引き出していくかということを検討している。
- ・エネルギー政策の抜本的見直しについては、ゼロベースで戦略の見直しを行っている。化石燃料の依存率を低減していく中で、原子力発電の依存率をどう低減させ、エネルギー効率化や環境への適合をいかに確保するのかがポイントである。
- ・見える化として「カーボンフットプリント」というラベリングを試行している。
- ・3Rを、色々な制度で推進している。リサイクル量は増加している。
- ・レアメタルは中国への依存度が高く、今後のレアメタルの安定供給に向けた総合的な戦略として「レアメタル確保戦略」が策定された。その中でリサイクルを戦略の1つとして位置付けている。
- ・水・大気環境汚染については、産業界と技術開発や自主行動計画等で対応している。
- ・化学物質は改正化審法が平成22年及び23年に施行され、着実に実施されている。

2. 意見交換概要

○国際的な取組（二国間クレジット）について

- ・二国間クレジットについては、世界が認めないと世界的な削減目標の中で貢献できないと思うが、どの程度議論や交渉は進んでいるのか。まだどの程度の効果を期待しているのか。（崎田委員）

⇒成果が認められないと貢献につながらないのではということであるが、これはニワトリと卵みたいなところがある。伝統的にいえば、COP の交渉の間口であり、間口で認められないといけない。しかし、認められるようにするためにには、インド、ベトナム等と交渉をして、日本のよい資金・よい技術が途上国に行きメリットがあると思っていたとき、プロジェクトとして実際動いていくことで、それらの国から仕組みへの支持が得られていくようになる必要がある。それらの国から支持を得られていくことで国際交渉の中で認めていく地合をつくっていくことになる。現状では、まだ、二国間のクレジットを認められるところには至っていないが、賛同してくれる国を増やしながら認めてもらおうと思っている。（広瀬氏）

○地球温暖化対策に関連する事項について

- ・エネルギー・環境戦略の大きな見直しが始まるが、地域エネルギー・バイオマスのポテンシャル等の国土を活用した地域エネルギーの可能性をどの程度期待するのか等の総合力が必要ではないか。視点を広げることに関してどのようにお考えか。（崎田委員）

⇒バイオマス等はエネルギー政策の抜本的な見直しの中で、大きな対象になっていくと思う。基本理念では、新たなエネルギー・システムの実現を目指すとしており、原則として分散型エネルギー・システム実現に向け複眼的アプローチで臨むと抽象的に書いている。電源の多様化や供給が途絶するリスクがあった時にコミュニティ単位できちんと対応できるような仕組みをつくるため、分散型のエネルギー・システムをつくっていくということも、間違ひなく議論の対象になっていくと思う。そうした中で、エネルギー源としてバイオマス等は当然検討対象となる。色々なエネルギー源を総合力として行っていくということになると思う。（広瀬氏）

- ・エネルギー基本計画の見直しが始まるわけだが、原子力発電については以前と同じような計画は難しいのではないか。再生可能エネルギーはどうなるのか。ある程度化石燃料に頼らなくてはいけないのでないのではないか。他方、25%削減という CO₂ の制約がある。このような状況で、解はあるのか。25%削減目標をやめるのか、あるいは海外での削減に力を入れるのか等、何かお考えがあるか。（進藤委員）

⇒安定供給、コスト、環境、の 3 つのバランスをどのようにとって解ができるのかということである。原発の依存度を減らしていくということと、CO₂ を減らしていくということをどう両立していくのか、両立できないのか、その中で他の再生可能エネルギーとの電源とのミックスで、時間軸もふまえ、どのような解があるのかをこれから議論しなくてはいけない。ゼロベースの議論をしないといけないので、3E の変数のどれかを固定化して議論をすると解がなくなってしまうという気がする。いずれにしろ、エネルギー環境会議で議論を行う。その中でベストミックスなエネルギーの選択肢を国民に提示しながら、まさにトレードオフに関係がある中でどうしていくのかを

ご議論いただくのではないか。（広瀬氏）

- ・経済産業省は産業政策を全般的に行っていると理解しているが、産業政策と環境政策はどういう理念のもとにどのように統合されようとしているのか。（植田委員）

○その他

- ・個別企業の特に長期投資、大きな設備投資には国としての方針がはっきりと見えている必要がある。日本はそれが見えていない。個々の政策の話はあるが、一言で言えば日本の産業構造はどうなるのか、日本のビジネスはどうなるのか。そのようなことが見えないと国内の企業も投資ができず、国外からの株式投資もこない。この点についてどうお考えか。（末吉委員）

⇒おっしゃるとおりだと思う。まさに温暖化対策は伝統的な環境問題とは違い、CO₂の排出と経済活動は表裏一体の関係である。企業の目標となるような仕組みと目標を国と産業界の間でどのように対話をしながらつくっていくのかということが、今後ますます重要になってくる。エネルギー政策の大きな見直しを行っていく中で、温暖化政策との関係をどうしていくのか、というところで本当の国民的な議論をしながら、共通の目標をつくっていくというプロセスをきちんと行うことにより、目標が共有化されることが大切であると思う。（広瀬氏）

- ・経済産業省は産業構造審議会があるが、産業構造の議論が行われたところを見たことがない。現在の産業構造をいかに維持するかばかりを考えているように思う。産業構造を変えたくないような現在の産業構造のトップの方が集まっている場で、エネルギー政策について議論ができるのか。これから産業構造をどうするのかについての議論は経済産業省の中でのどこで行われているのか。どこかでお考えになっているのではないか。（鈴木部会長）

⇒昨年、産業構造審議会で、日本が今後どのような分野を伸ばしていくべきなのかという議論を行った。その中で高齢化や環境制約等の色々な課題がある中で、日本として伸ばすべき分野の一つとして、環境エネルギー制約を克服するような省エネ産業等を伸ばしていくべきだという議論があった。そして単体の製品や技術ではなくシステムとして伸ばしていく、それを海外にどう展開していくのかといった議論もしている。エネルギー・環境産業を、新しい政策の見直しの中で、伸ばしていく産業として位置づけるという議論も経済産業省の中で行っている。今後、色々な形で審議会等でも議論をしていくべきと思っている。経済と環境の両立というテーマは経済産業省の中での大きなテーマである。いわゆる原局といわれているところで、その政策も昔ながらの補助金や税制等の政策だけでなく、環境対応で個別の業種の特性にあった形の仕組みづくりが経産省の色々な原課の大きなツールになっている。今の世の中、それが不可分なものとして、産業政策の一環となっている。それを強みとして、どのように海外に展開していくのかということに知恵を絞ろうと思う。（広瀬氏）

- ・バイオマスの計画等、農林水産省がバイオマスを担当するということになっている。それがバイオマスの技術開発、総合的な有効利用の面で大きな障害になっていると思っている。そのあたりを経済産業省と農林水産省、環境省でよい協力体制をとっていただきたい。（鈴木部会長）

■発表者：国土交通省 青木栄治 総合政策局環境政策課長

1. 団体発表概要

(1) 取り組みの状況と課題等

○活動内容

- ・次期の社会資本整備重点計画では国土の背骨、国民の生活、産業と活力の3つの分野の中で、持続可能で安全な国土・生活・地域のために何をするのかという課題、国や地球規模での環境変化や国土構造の転換に対して危機意識をもって取り組む必要があるということ、新しい成長・価値を創造するということ、の3つを政策課題として、合計9通りの政策プログラムがある。
- ・環境行動計画について、次期計画への見直しに向けて検討を行っている。現行計画は地球温暖化に関するところを手厚くしており、5つの柱のうちの2つが地球温暖化対策となっている。次期計画では生物多様性保全・自然共生や循環型社会の形成についても大きく盛り込んでいくことを考えている。
- ・運輸分野や住宅・建築物分野、都市分野等のCO₂排出量の削減対策に取り組んでいる。自動車からのCO₂削減対策も進んでいるが、まだ余地はあるのではないかと考えている。
- ・生物多様性・自然共生についても、施策を推進している。
- ・循環型社会の形成に関連して、建設リサイクルの推進や下水道における未利用資源・エネルギー有効利用の促進、リサイクルポート施策の推進等を行っている。
- ・東日本大震災の対応として、災害廃棄物処理のための作業等を実施している。

2. 意見交換概要

○地球温暖化対策に関する事項について

- ・CO2排出量の削減対策として遅れているのが、全国の下水道施設の高度化である。放射線の影響もあるところなので、強調して取り組んでいただきたい。(崎田委員)
⇒下水道の高度処理は非常に重要なことである。これは大きな課題なので頑張っていきたい。(青木氏)
- ・新たな交通手段の将来をどう見据えてどう対応していくのか。自動車からのCO2排出量が減り始めたというが、世界全体でも先進国ではアメリカも含めて、自動車の走行台キロは減り始めている(ピークカー現象)。需要者の意識が変化しているのではないかと言われている。それも踏まえた交通手段の役割分担をぜひ考えていただきたい。(太田委員)
- ・カーシェアリングや自転車のシェアリング等、代替的な交通手段が工夫されている。これは新しい公共交通と位置づけてもよいと思っている。自転車があまり取り上げられていないことは残念である。自転車について整備すると、駅やバス停とのアクセス改善により車から公共交通へ転換して自動車交通が減るといった事例がある。欧米の都心部でサイクルシェアの導入が進む背景となっている。ITS情報とのからみで使い方が変化している。今まで過度な自動車交通依存を抑制するには、マルチモードの選択性のある交通手段の提供等、もう一度見直す姿勢が必要ではないか。(太田委員)
⇒一つ一つ重く受け止めたい。日本の大都市では公共交通が非常に発達しており、これは世界的にも珍しいが、地方は違う。自動車は当面なくてはならないものではある。しかし使われ方は変わってきてるので、その点は考えるべきであるとは思う。また、ITS等の活用によって不要なトリップを少なくするようなこともできるようにすべきであろう。自転車については特に既存のインフラの中での安全性も含めて課題はあるが、推進すべきである。(青木氏)
- ・温暖化対策はミティゲーションとアダプテーションがあるが、どちらかというとミティゲーションの話になっている。世界の流れはミティゲーションも重要だがアダプテーションという流れの中で、国土と生活を守る国土交通省としてアダプテーションをどう考えているのか。アダプテーションについて発案・実行できるのは国土交通省ではないか。国土交通省でしかできないアダプテーションに取り組んでいただきたい。(末吉委員)
⇒アダプテーションは非常に重要だと思っている。平成19年度の国土交通白書は温暖化をテーマで記載している。その中でアダプテーションのことを大きく書いている。
- ・アダプテーションも重要な課題だという意識をもっている。(青木氏)
- ・都市計画も含めてエネルギー・マネジメントを考えるときに、建築基準法の最低基準が現在の国民の感覚と合っていない。一つの指標を示すのに、様々な法律がダブルスタンダードのようにあり、混乱している。そこを一度都市計画と一緒に整理した方がよいのではないか。耐震性についても一軒だけよくても、他が被害を出せば、街全体に被害が出るので、街全体で被害がでない建物をつくる必要がある。現在の状態では、街全体で話し合ってつくることができない。建築基準法の見直しと、そのための、新らしい認証制度が必要である。性能表示制度を確認として実施する、性能表示を登記簿に残す等

の根本的な制度の見直しを行わなければストックが活きてこない。また、保険制度などと一体化させて経済的インセンティブを与えていくことも必要である。建築基準法の見直しと都市計画との融合、インフラと個別資産を一体に考えた街づくりを考えていかなければいけない。(善養寺委員)

- ・建築は CO₂ を 60% 削減できると世界的には言われているが、これは個別で削減できるのではなく、下水をエネルギーにする等組み合わせていくことで始めてできる。これは環境省ではできない。国土交通省で都市計画の作り方の見直しを考えていく必要がある。

(善養寺委員)

⇒エコタウンというのは都市の中でエネルギーの排出をいかに少なくしていくか等を考えている。さらに住宅建築物の話等も重要だと考えているので、連携を頑張ってていきたい。(青木氏)

○その他

- ・各省に環境政策課できたのはいつからか。連携会議等はあるのか。しっかりと連携をする仕組みをつくっていただきたい。(鈴木部会長)

⇒国土交通省は平成 19 年。環境省で行っている会議等に自然に集まっているのではないか。(青木氏)

- ・トップランナー的な基準やモデル事業はかなり行っているが、それを社会全体に広げるための取り組みが弱いのではないか。現実を変えていく時期ではないか。モデル事業だけでなく全国に広げていくためにどのような政策が必要かを見据えるのが重要である。

(崎田委員)

⇒全国に広げていくということについては色々と行ってはいるが、予算要求等で世の中に出るのは先進的なものが多いこともある、目立たないかもしれない。地道なものも行っているが、もっとよくしていきたい。(青木氏)

- ・各省で独自の環境政策を行っていることはわかるが、連携不足ではないかと思う。連携とはいかなるものかをきちんと見て国民に提示する必要があるのではないか。(佐々木委員)

⇒各省それぞれ得意な分野から発想をすることは仕方ないが、各省とも色々協力している。(青木氏)

- ・「エコタウン」は同じ名称の別事業が既にある。違う内容で同じ名前のものがあるのは混乱をよくない。その意味でも環境政策課長会議のようなものがある方がよいと思う。(浅野委員)

- ・環境アセスは国土交通省が一番理解して実施しており進んでいる。現在の環境アセス制度は昔の公害時代の流れを引きずっており、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会という目標にはあっていない。変えていかないといけないが、国土交通省が率先して実践していただけないか。(浅野委員)

以上

第三次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会
議事要旨

(公募により選定した団体及び地方自治体)

第4回

団体：

- ・特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会 (LEAF)
- ・環境アセスメント学会
- ・北九州市
- ・三重県

第4回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨

■ 日時 平成23年10月5日（水） 14：00～16：00

■ 場所 三田共用会議所 3階 第3特別会議室

■ 発表団体

特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会（LEAF）

環境アセスメント学会

北九州市

三重県

■ 出席者

【総合政策部会委員】

鈴木部会長（司会）、浅野委員、中杉委員、中村委員、岩村委員、太田委員、木下委員、
櫻井委員、佐々木委員、善養寺委員、高間委員、田中委員、千頭委員、永里委員、長辻委員、
速水委員、三浦委員、森嶌委員

【環境省】

環境省大臣官房 三好 審議官

環境省総合環境政策局 中井 総務課長

環境省総合環境政策局 加藤 環境計画課長

環境省総合環境政策局 環境計画課 矢田 計画官

環境省総合環境政策局 環境教育推進室 佐藤 室長補佐

環境省総合環境政策局 環境影響評価課 上田 課長補佐

1. 団体発表概要

(1) 活動内容

- ・1998年に西宮市が呼びかけ、市民・事業者・行政のパートナーシップでつくられた団体である。西宮市と連携をしながら、持続可能な社会を目指す活動を行っている。
- ・マルチステークホルダーで次の世代の環境教育を推進するために企業・市民・行政がどのように連携するのかを大きな柱にしている。
- ・西宮市の環境まちづくりのポイントは、学び合う社会を創造することによって市民・事業者・行政の連携・参加・協働から地域づくりをすることである。これまでのローカルアジェンダ型の課題達成活動だけではなく地域ベースに活動を落していくということで、エココミュニティ会議等を各地域で自主的につくっている。また、幼児からシニアまで、エコカードというカードシステムを使いながら、全ての地域で自由に活動ができるという仕組みがある。これらをどのように連携させていくのかという実践を行っている。
- ・1998年から2012年まで、どのように地域団体のネットワークをつくりながら最終的に自立発展的できる地域における環境活動をシステム化するか、ということを大きな目標に掲げて進めているところである。
- ・これまでESD (Education for Sustainable Development) という活動が全国的に展開されているが、教育の視点と、持続可能な社会に向けた市民活動、そして新たな次の時代の価値観の形成、これらが整理されずに現在進んでいる。西宮市では、ESDの教育に関してどのようにカリキュラムにするのか、どのように一人ひとりの市民の社会的責任を自覚するための認識を広げるのかを考え、それらを踏まえて、西宮市の環境学習都市宣言や各種事業をつなぎながら持続可能な地域づくりに向けた協働会議を結成することで、次の一步を歩み出したいと考えている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進に関して、各施策を個別に推進するのではなく、相互に連動した社会システムとして機能するように制度設計の考え方を導入し、計画全体を組み立てる必要がある。そのことが持続可能な社会に向けて、地域・人・全体的な基盤整備につながるのではないか。
- ・近年、環境・社会・経済の統合によって問題解決を図ろうという考え方がある。教育界では現在、ESDという考え方を国際的にも導入しようとしている。また、ISO26000で社会的責任が国際規格されるといった社会的動向がある。これらが現在、ばらばらに各々の課題として考えられているが、これらは人間社会全体に構造的に組み込む必要のある考え方である。これらを地域での環境まちづくりにどのように組み込んでいくのかという視点が重要である。
- ・社会システムとして各種施策を機能させるための考え方の整理が必要である。様々な事業を単なる事業として並列的に見ているだけでは仕組みにならない。西宮市では、一人

一人のエコ活動を換金してエココミュニティ会議に返していくという活動を立ち上げた。国の施策でも全ての活動を網羅的に羅列するのではなく、システムとして機能させるべく事業を整理し、提案することが必要ではないか。システムという構造をはめ込むことで、次の世代に向けてどの活動をどのように発展させていくのかが見えてくるようになる。

- ・こども環境活動支援協会の会員は全部で 65 団体あり、全ての団体が何らかの形でまちづくりに関与しているが、その点についてまだ当事者である企業の自覚も弱く、こども環境活動支援協会としての宣伝力も十分ではない。しかし、社会的位置づけを企業や市民団体に行うことで、それぞれの力を総合的に利用することができるのではないか。こうした施策の統合的なシステム化、制度設計の考え方を国の計画の中にも導入していただき、都道府県や市町村の計画にその考え方をうまく反映できるように検討していただきたい。

2. 意見交換概要

○地域づくりに関する事項（他地域への展開、指標、行政の役割）について

- ・現在、他の地域へ取組を広げていくための何らかの工夫をしているか。取組を広げていこうとしたがうまくいかないのであれば、その課題を教えていただきたい。（中村委員）
- ・他の地域へ広げていくときに、何が動かす力になるのか。地域を動かしていく力はどう生み出されていくのか。何が力か。お伺いしたい。（千頭委員）

⇒こども環境活動支援協会は西宮市だけのための団体ではなく、幅広いエリアに貢献していくこうということで名前に「西宮」をつけていない。しかし、実際に、様々な地域で環境教育、持続可能な地域づくりを進めていくとした際に、その都市の性格、住民や自然環境、歴史・文化が影響してくるため、全て横滑りで展開するということは基本的に難しい。他地域へのモデル移行ではなく、各地域にとって必要な部分を西宮のノウハウから取得してもらえばよいのではないかと考えている。同じ形をそのまま移行するというようなことを考えていないので、他地域に出ていくこともありますしていない。環境教育というのは、地域ベースなので、その地域でどこまでが可能かについては、数十年単位で社会実験として見届けないことには難しいのではないか。活動を全てそのまま移行したいという他地域の方もいたが、一つのシステムだけでも、地域に入り込み合意形成を図っていくために非常に膨大な時間とエネルギーを使う必要がある。地域社会全てが合意しないとできない。その段階で行政の方の力が及んでいないところもあるのではないか。（小川氏）

- ・都市の地域として、持続可能な地域づくりが進んでいるのかの指標はどこでみているのか。（高間委員）

⇒西宮市はどちらかというと住宅都市であるため、エネルギー等の色々な課題は、単独の市だけでは考えられない構造になっている。市民の中の学ぶ姿勢が次の課題を解決していく、人間の個の成長を生む、ということに着目をして、環境学習都市宣言を行った。大人のネットワークが実は底辺を支えていく構造になっている。社会そのものやエネルギー、資源の持続可能性だけでなく、人間を育てていくためのシステム・仕組みを大人のネットワークでつくり、その数を増やし、網の目をつくっていくことができるのかが、一つの大きな指標になるのではないか。（小川氏）

- ・地方自治体、行政は何をするべきか。地方自治体としてどのような責任と役割があるのかについて、元行政職員としてどのようにみているか。（千頭委員）

⇒行政の職員が残念ながら陥りがちなポイントというのは、今の計画の運用に目をとられてしまうことではないかと思う。5年後、10年後について担当者なりに考えていくイマジネーションが弱いのではないかと思う。行政はある意味社会の全てのセクターと公平に係っていくことのできる立場にあるので、できる限り幅広い視点をもたないと、あらゆるまちづくり、人間の生きていく社会が縮こまる。想像力をどのように育てていくのかということが必要ではないかと思っている。（小川氏）

- ・これだけ発展しシステム化するとなると、必ず行政とのオーバーラッピングが出てくるのではないか。他地域とで活動が盛り上がらないのはなぜか。元行政職員がNPOを始めれば上手くいくという構造なのか。他地域を見て、どこに問題があるとお考えか。（鈴

木部会長)

⇒長期的なビジョンを描く力が、大きく係っている。長期的な視点に立つことは、行政でなければ難しい。全てのセクターに対して目を配りながら係ることができる存在というのではなく、NPOだけではできない。むしろ、行政の方が自分たちの街をどのように方向付けていきたいと思うのかということである。公務労働としてまちづくりを考えるということは、長期的な視点、まちづくりの方向性、その自覚抜きにはできない。それがなければ、地域の中で他の部局まで巻き込んだ横断的な政策調整や政策提案はできない。その点での人材育成が必要になるのではないか。(小川氏)

○人づくりに関連する事項（環境教育）について

・総合的学習は時間数が減少したが、英語教育が外れたことで、純然たる総合的学習ができるようになったのではないかと思っている。しかし総合的学習は環境の学習だけをするわけではないため、下調べや打合せ等、様々なご苦労があると思うが、どうか。(佐々木委員)

⇒こども環境活動支援協会を設立した時にアメリカの団体と EFS (Education for Sustainability)について学んだ。その時にちょうど総合的な学習の時間が動き始め、それらは概念として共通する項目が多くて統合的に考え学校教育の事業等の中にその考え方を入れてきている。総合的学習の時間だけを取り上げるのではなく、全教科横断で地域と学校の教育、教科間をどのようにつなぐのか、というカリキュラムデザイン力が先生方の環境教育や ESD を進めていく力になる。その力を削がないように、私たちは仕組みだけを提供し、中身は先生方に考えていただく。総合的な学習の時間が多い少ないは関係なく、そのような先生方の発想力が実は必要なのではないかということで、どの教科でも対応できるような仕掛けで係っている。(小川氏)

・ESDについては、学校教員の環境教育の意識が十分に育っていないことがネックとなっていると思うが、この点について取組の仕方等をお話いただければ、一般の方のご理解を得られるのではないか。日本では環境教育そのものが学校教育の中で非常に弱いと思っているので、そのような点についてお話をいただきたい。(佐々木委員)

⇒先生方に対する研修については、小中高の新任教員への環境教育と地域学習を担わせていただいている。一般的な教員研修とは異なり新任教員研修のため、若い先生が10年後にどのような教育をするかについて提言できるという点で、非常に有効に活用ができている。大学の教員研修中に環境教育を受けたことがあるという人はほとんどおらず、それでは当然子どもたちに対する環境教育ができるわけもない。そのような現状を踏まえて新任教員への研修を実施している。保育士の方にも年間3回の環境教育を7年間積み上げてきている。食育、健康、環境、をつなぐような、統合的な実践も出てきている。(小川氏)

・ESDは学校教育の中ではそれぞれのレベルに応じて難しいながらもシステムとして行うことができると思うが、社会人は年齢層も幅が広く、非常に難しい。企業として企業内で行うことと企業として外部に対して教育を行うところ、各組織・企業で性格が異なる。個人としての社会人が環境に対してどこまで意識をしっかりとつめることができるかが一番難しい問題であると思うが、その点についてはどのようにお考えか。年齢層でも

帰属する組織の視点でもよいので、協力が難しいところ、最後に残ると考えられるところを教えていただきたい。(速水委員)

⇒こども環境活動支援協会の考えのベースには、子どもたちの活動を学校等システム化しやすいところだけで行うのではなく、地域とのつながりの中でそれをどう支えるのかということがある。こども環境活動支援協会で行っているエコスタンプの事業等でも、子どもにスタンプを押すことで大人の自覚を促していくことが一つのポイントになっている。そのようなことを面的に広げていくのが、エココミュニティ会議という地域の環境団体だけでなく社会福祉協議会やPTA、自治会など、環境以外の方々を巻き込んだ活動である。環境地域づくりを進めていく中に、あえて環境を幅広く考えていく器を作り、その器と子どもたちの活動とリンクさせる形で大人の活動に広げていきたい。そのような活動に、企業も参加をしてもらう。資料に記載している企業は、大きなシステム的・プログラム的なところで支援をしていただく企業ともっとローカルに係っていただく企業と、切り分けています。(小川氏)

○その他

・資料には国外 16 カ国での環境パネル展の活動が記載されているが、具体的にどのようなものか。海外への発展は非常によいことだと思うが、広がりを具体的に教えていただきたい。(長辻委員)

⇒西宮市の EWC という活動の中で 1992 年から毎年実施している、海外からの環境活動作品の募集が契機となり、全世界色々なところから活動情報が集まつてくるようになった。1992 年に始めた EWC 事業の正式名称は、「2001 年・地球ウォッキングクラブ・にしのみや」で、10 年後に地球の各地で草の根の活動で守られるようネットワークをつくりたいということで、英語で全ての文章をつくり活動をしていた。こども環境活動支援協会は、その成果を引き継いで、JICA の研修で海外の方への研修を行ったり、神戸女学院大学大学院で ESD をアジアで推進する留学生の受け入れを行う等の活動をしている。このような活動から、ESD を現場からどのように学んでもらうのか等、次のネットワークの発展につなげていきたいと考えている。(小川氏)

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・一般的に、持続可能性の定義は極めて難しい。それぞれの国や国民の価値観の違いや国で定める政策目標の違い等がある。これに対して、第四次環境基本計画の中間とりまとめでは、持続可能な社会の構築を第一に重視すべき方向としていることから、早い段階より、社会への影響や経済的効果等を予測・評価すると同時に、環境への影響評価も合わせて検討する制度的枠組みであるところの「持続可能性アセスメント」を視野に入れる必要があるのではないか。
- ・今回の環境影響評価法の改正により、いわゆる日本版 SEA（方法書前環境配慮手続き：計画段階環境配慮書）が実施可能となった。しかし、環境基本法第 20 条において、土地の改変や工作物の設置を目的とする事業を対象としていることから、早い段階からの環境影響評価は可能となったが、いわゆる、政策や上位計画策定での作成段階での持続可能性アセスメントを実施することには限界がある。そのため、環境基本法第 19 条の活用や第 20 条の見直し等、環境基本法の改正も視野に入れて環境基本計画を作成する必要があるのではないか。環境基本法第 19 条、第 20 条、第 14 条等、一部条文を改正することも念頭に置くことで、環境基本計画の内容が具体化できることを認識するべきである。
- ・環境に影響を及ぼす可能性のある国や自治体の施策決定に際して、環境影響評価法の枠や対象範囲を超えて、事前の環境配慮の一環としてアセスメント法的な環境配慮手続きや手順等を積極的に推進することを環境基本計画に入れ、後押しをすることが必要ではないか。
- ・環境基本法第 14 条の規定では、施策の策定および実施が、人の健康、生活環境、自然環境および人と自然との豊かな触れ合いについてのみ行われることになっており、社会・経済面への影響を評価することには限界がある。そのため、環境基本法第 14 条の改正や新たな根拠規定を設ける等、環境基本法の見直しの方向性も視野に入れて、環境基本計画を策定する必要があるのではないか。

2. 意見交換概要

○環境影響評価の手法、制度設計等について

- ・他省庁で、例えば経産省であれば、大規模小売店舗立地法、国交省でも都市計画法の中の開発基準等でも環境に関する制度枠組みはある。学会として広い視野で総合的に制度設計に関する政策提言を行うことを目指しているのか。(三浦委員)
⇒学会として現在、総合的なアセスメントの手法等々、技術的なことも含めて研究しているのかということに関連して参考資料の中に本学会がこれまで行ってきた公開セミナーやシンポジウムのテーマについて記述をしている。それにみるとように外部に向けては環境アセスメントに関する小冊子の作成を行い、無料で配布する活動を行っている。また、サロンや制度部会、生態系部会の活動を通じて、会員や会員外の方々との研究会を定期的に開催している。そこでは、現在の環境アセスメント法に基づく技術手法の精度をいかに高めるのかということが基本的なテーマになっている。また、学会創立 10 周年の記念事業としてアセスメントに関する出版等も現在企画している。
(柳氏)
- ・事業発生時に環境アセスメント法のような法律は活きてくるが、今後、既存ストックに対してどのように評価あるいは制度を整備していくのかについても視野に入れて活動をしているのか。(三浦委員)
⇒既存ストックに関する研究も、現在あるものをどう評価するのかということなのかと思う。事業段階で新たに行う時に、現在ある構築物についても壊すアセスメントということで、廃棄物の量や行方を事業者がアセスメントの中で実施しているので、その点についても研究が進められている。(柳氏)
- ・評価だけではなく、技術支援の制度についてはどのようにお考えか。(三浦委員)
⇒技術的な視点について学会が行っているのは、企画委員会の中にある生態系部会等で HEPなどの生態系の把握に関する関連研究を定期的に行っている。(柳氏)
- ・農業あるいは森林のもつ効果について、どのように評価をしたらよいのかという議論がたくさんある。社会的経済的事項まで含める際に、そのような評価手法について、環境アセスメント学会として確立された方法があるのか。あるいはいくつかの考え方があるのか。(木下委員)
⇒森林の効果や効果の手法の研究は難しい点があるということで、環境アセスメント学会では、そのようなテーマは今後の課題となっており、現在のところその種の研究はあまりみられない状況にある。(柳氏)
- ・我が国のアセスメントは、欧米やアジアの近隣諸国と比べても実施件数が少ないと言わることがよくあるが、環境配慮を本当にそんなにしていないのかと常々疑問に思っている。単にアセスメントの実施件数だけで測るという評価はおかしいのではないかと思うが、どうお考えか。(櫻井委員)
⇒学会の中でも、アセスメントの実施件数等が諸外国に比べ少ないという人はいるが、具体的に、法アセスメントのみならず、個別法による環境配慮や地方自治体のアセスメント、従来の要綱アセスメント等も含めると、事業に先立つ環境配慮は多くの蓄積があり、環境配慮はかなりの事業部分で内生化され、定着しつつあると個人的には思

っている。(柳氏)

- ・現在の制度は、環境面ということで限定をされているが、社会経済的な制度と言うと、かなり色々な要素が入ってくる。役所の分担の問題になるかもしれないが、環境省だけで全て判断しきれるのかという問題があると思う。おそらく事業を行うような官庁は費用便益分析を行っている。これらを統合的に、環境のことも費用便益も考え、事業者は最終判断をしているのだろう。そのような総合的な判断が必要だという一方で、誰がそのような評価、あるいは判断をするのか。この点についてどうお考えか。(櫻井委員)
⇒社会経済をどう捉えるのかというのは、現在では極めて限定的に捉えている。例えば

要綱で行っている埼玉県等では、経済的な要素というのは、雇用の創出、人口の増加、経済的には事業費がどの程度か、と極めて限定的な考え方で判断をするということである。個人的な意見では、社会経済的な要素というのは、フリーで考えるのではなく、その事業を行う環境容量を計測してその中の社会経済的な要素を考えるべきであると思っている。また、誰が政策的な判断をするのかというと、これはあくまでも政策決定権者に対する支援のツールだと考えているので、計画なり政策なりを実施するものが判断をする。判断を支援するもののツールとして捉えている。(柳氏)

- ⇒本学会員なので追加補足させていただく。学会の意見として述べているものの中には、ミニアセスメントのようなものをもっと積極的に取り入れるべきだという意見が含まれている。環境基本法第19条があらゆる場面で環境配慮をしなさいと言っていることを、もっととともに考えていく必要があるのではないかということもある。それがベースにならない限り、どのような制度をつくっても、制度逃れという発想にしかならないことが問題なのではないかという認識がある。SEAについても制度づくりから話を始めるよりも、実質的に環境配慮をするということが「お作法」のようなものに社会がなっていくことが重要なのだということが学会では共通認識になっている。学会の中には色々なメンバーがいるので、色々な考え方があるが、少なくとも、歴代、学会の責任をもってきたものは、アセスメントがモノ決めの決定打になるとは思っていない。アセスメントは意思決定に対してきちんと情報を提供するためのシステムであるということを言い続けている。あたかもアセスメントをする者が最終決定権者であるかのような誤解をする動きに対しては、学会としては、繰り返し、そうではないと言い続けているつもりである。(浅野委員)

○その他

- ・東日本大震災で変わったことがあるのかどうか。社会経済面の問題も含めて、東日本大震災以降、考え方方が変わり、本日発表された視点が出てきたのかどうか。(永里委員)
⇒東日本大震災以降、おそらく環境基本法自体の見直しの問題がこれから具体的な問題として出てくると思う。本日述べたような考え方については、震災前も震災後も基本的に変わってはいない。これを契機として環境基本法の見直しを行う際に、本日述べた内容に配慮していただきたい。(柳氏)
- ・環境基本法が1993年に成立して以来、約20年が経とうとしている。部分的な改正になるのか根本的な改正になるのか。強調しておられる持続可能な社会となると、持続可

能性基本法となっていく可能性もないとはいえない。そのような時に、社会経済的な側面をこの中でどこまで取り込むことができるのか。社会経済的な評価をどのようにするのか、あるいはそのような評価が東日本大震災の影響でどのように変わったのか。極めて難しい問題だが、大切なことであると思う。ぜひ環境アセスメント学会でその辺りをご議論いただき、何かアウトカムを示していただければありがたい。（鈴木部会長）
⇒環境アセスメント学会だけではなく、自然科学や社会科学等の学会に関係していると思うので、環境科学会も含め、関連の学会との連携のもとに色々と研究をしていく。それを一つの手法として確立していくような努力を今後していきたいと思っている。
(柳氏)

1. 団体発表概要

(1) 活動内容

- ・北九州市の環境政策は、「公害対策、廃棄物対策、自然環境の保全等の基盤の上に立つて持続的な低炭素社会づくりが成立する」との考えの下に、従来型の環境問題に対してもしっかりと取り組みながら、総合的に施策を推進する必要があると考えて進めている。
- ・市の基本構想は、「環境」、「アジア」をキーワードとし、環境政策をまちづくりの中心に据えて、緑の成長を図っていくという考え方であり、その中で取組を進めている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・第四次環境基本計画の中間取りまとめの現状と課題は、基本的に北九州市が環境政策に取り組む上での認識と一致している。例えば、北部九州は光化学スモッグ、漂流ゴミ等の越境汚染の最前線である。国内リサイクルの空洞化についても、エコタウンの中でサステナビリティをもった経営を行っていくためにも非常に重要な課題となっている。
- ・政策を出していく上で特に重要となるキーワードは、資料に記載したとおり、「世界的な環境産業の発展に伴い、国際競争が激化」、「環境技術の移転を積極的に進めるべきこと」、「社会全体のエネルギー需給構造を見直していくこと」等、12点が挙げられる。
- ・政策展開の方向に対する考えは資料に記載した通り19点あるが、特に重要なのは、以下の点である。

- ①「持続可能な社会を考える上で社会の発展幸福の追求は重要な要素」について。地域は高齢化社会や人口縮減等の課題に直面している。また、東日本大震災のような災害においても、地域としての安全・安心をどのように図っていくのかということが大きな問題である。環境政策もまさにこういった視点をしっかりと取り込んだ中で実施していくことが、今後、地域の中に環境政策が溶け込むために重要である。
- ③「環境保全技術や環境に役立つ製品等を開発、普及」について。北九州は産業都市であるが故に、CO₂をたくさん排出するが、そこにはポジティブ面がある。インバーターの製造等により世界のCO₂排出量削減に貢献をしている等、ポジティブな面の評価がまだ十分になされていない。製造部門に対するポジティブな評価体制、仕組みが重要である。
- ⑤「技術革新による経済発展を目指すグリーンイノベーション」について。グリーンイノベーションを起こすのは、技術だけではない。実際には社会システムやライフスタイル、ニーズから技術を呼び起こす、そのようなアプローチもあるのではないか。
- ⑧「資源エネルギー問題と密接にかかわるもの」について。環境政策は資源エネルギー政策と密接にかかわるというよりは、ほぼ同一のステージで考えていくべきものとなっている。資源エネルギーを環境問題の中におきながら、どう調和をとっていくのかということが現場サイドでの課題である。
- ⑩「国際環境協力で我が国の国際社会における存在感を高める」について。環境協力とともに、新興国との間でビジネスの世界に入っている。アジアの地域・都市とともに、

まちづくりと一緒に進める、それは協力だけでなくビジネスという視点が重要になるのではないか。

⑭「地域分散型エネルギーの構築等の環境負荷の少ないまちづくり」について。これまでのエネルギー政策は供給サイドの側からのアプローチばかりであった。需要側で、どのようなエネルギーを使いこなせるのかという点が地域の環境政策の上で重要なポイントである。地域でエネルギーを賢く使いこなすまちづくりが重要となる。

⑮北九州市は、現在、釜石市と全面的なタイアップをし、一緒にまちづくりを考えている。例えば、スマートグリッドのために、担当の専門職員を派遣している。悩ましい点は、瓦礫の問題である。何も放射能の問題がなければ、積極的に瓦礫を受け入れたいと考えているが、市民の不安等の問題がある。東北の方々のために役に立ちたいという気持ちと市民の不安な気持ちの挟間の中で悩ましい日々を送っている。対応の難しさをどのようにブレークスルーしていくのか。放射性物質については、地域における対応の難しさを十分に踏まえての検討をお願いしたい。

2. 意見交換概要

○環境基本計画への要望（記載してほしいこと等）について

- ・国の環境基本計画に何を書いてほしいか。何を書かれたら困るか。（浅野委員）
⇒エネルギー問題に対してもっと切り込んでいくべきである。地域の中で悩ましいことは、CO₂の削減と同時に、市民生活や産業を支えるためにエネルギーをどのように確保していくのかという問題である。環境とエネルギーとの問題のバランスを上手くとりながら、両方の要件を満たしていくということは、一つの新しい環境政策の方向性だと考えている。この辺りについては、しっかりと切り込んでいただければ、取組を行いやすくなってくる。（松岡氏）
- ・「現状と課題」と「施策の展開方法」が必ずしも対応していない。例えば、越境汚染の深刻化の懸念について、何か「このようなところを入れたい」、「強調してほしい」というところがあるか。（中杉委員）
⇒「現状と課題」と「施策の展開方法」に齟齬があるということについては、「現状と課題」で記述してあるのは、問題意識、関心がここにあるということをキーワードとして抜き出したものである。意見として申し上げたいことは「施策の展開方法」のところである。地域施策と国の環境基本計画の施策の中、現状の中で、色々とそのバランスの違いもある。しかし十分に対応していなくて申し訳ない。（松岡氏）
⇒例えば越境汚染の問題については、今、書いてある以上の何かを加えてほしいというご意見ではないということか。（中杉委員）
⇒挙げだすと他にも言いたいことはたくさんある。そのようなレベルまで書いてよいのか悩ましいところがあった。（松岡氏）
- ・自治体が先進的な活動を進める上で、国の縦割りが色々な意味で障害であるということだが、環境基本計画でぜひともこれは盛り込んでほしいことがあるか。震災復興にあたっても同じ問題が起きている。震災はある意味では縦割りを見直す一つのきっかけにならなくてはいけない。そのような面も含めて何かご意見はあるか。（鈴木部会長）
⇒地域の環境政策はまちづくりの視点の中から行っていく必要がある。インフラからソフト、そして人々のライフスタイル等も含めた統合解が一つの環境のまちづくりであると思う。スマートグリッドでも、担当省庁の違いから通信と電力のスマートグリッド化を異なる場所で行っている等の不都合がある。せっかく行うのであれば、一緒にすればそれぞれの相乗効果が起きる。まちづくりの視点の中でのファクターとして、どのようなものがあるのか。関連する省庁にはどのようなものがあるのか。統合解を出していただけるような機能があれば、地方自治体も市民も取組を行いやすくなり、理解も得やすくなる。（松岡氏）

○国の政策等への要望について

- ・北九州市は本来国が行うべきところまで踏み込んだ環境行政運営を行っており、非常に評価している。国の枠組みがこうであればもっと円滑にそれらの取組が行える、ということがあるのでないか。その辺りをお聞かせいただきたい。（三浦委員）
⇒縦割りをなくしていただければと思う。環境政策はまちづくりそのものである。そこにはインフラ、基盤等の色々なハードの部分やコミュニケーション等のソフトの部分、

あるいは通信等のツール等、色々な要素が必要である。色々なものが積み重なって一つの社会になる。それが本当に Sustainable な社会であり、環境のまちと表現されるものになると思っている。現在の縦割りの中で、一省庁の中での政策だけでは、せっかくの色々なリソースの投入も、十分に發揮されないのではないか。一つの面としての集中的な総合的取組ができあがり、一つのビジョンで行っていくことができれば、また新しいまちづくりという方向性も開けてくるのではないか。（松岡氏）

○分散型エネルギーについて

- ・九州電力以外に分散型エネルギーをもっているのか（永里委員）

⇒日本で唯一、閉じられた系の中で、街そのものの中でのエネルギー供給というところがある。ただし、それは決して閉じられた系だけだからこそできるのではなく、いわゆる系統との間の中に、新エネルギー等の電圧等の変動がある。地域の力の中で、そういう変動分をどう吸収できるのか、スプラッド化できるのか。そのようなものを示しながら、系統とのよりよい地域分散型の関係を築いていこうということで事業を進めている。（松岡氏）

⇒スマートグリッドの実証実験の一つは北九州である。実証実験は北九州から話があがったのではないか。どの程度の規模なのか。市全体をカバーするとまではいかないのではないか。（鈴木委員）

⇒スマートグリッドの話については、経済産業省が当時のスマートコミュニティ構想を出す前の段階から、東田地域の 120ha で正に「まちづくり」ということを行っていこうと始めた。その一つが、地域節電所である。発電所があるなら、地域として、それを節電するような機能が社会として必要ではないかということから、地域エネルギー・マネジメントを行うということを、経済産業省に働きかけを行った。そのような点では、北九州市の考え方を事業の中に十分に反映させていただいている状況である。（松岡氏）

○その他

- ・震災後の瓦礫処理の問題については、北九州市民の瓦礫を受け入れたくないという市民感情で受け入れが難しいのか、なんらかの広域に運ぶことによる法律的な足かせのようなものがあるのか。ルールとしてできれば動かしやすいこと等はあるか。市民感情は国策で動かすことが難しいが、何が具体的な策になるのか。（善養寺委員）

⇒北九州市民の反応は、「放射能に対する恐れ」である。科学的知見がどれだけの正確性をもっているのか等が市民に対して伝わっていない。放射性物質の数値があるが、それは何が根拠であるか等をしっかりと地域に対して説明をする部分にまだ齟齬がある。その辺りの深堀が必要である。北九州市民だけでなく、他地域からも、受け入れを拒む声がたくさんある。勇気を持って行っていきたいという気持ちはあるが、恐れの気持ちもあり、難しいものがある。（松岡氏）

- ・北九州市はたまたま埋め立て地等のリソースがあることで行ってきた取組も多いと思うが、活動を他地域に広げていくようなことは難しいのか。広げていくための努力をしているか。他の地域をみていて気になることはあるか。（鈴木部会長）

⇒北九州が行っていることは特殊解でないか、ということをよく言われる。環境に対す

る従来の常識・モノサシに捉われず新しい社会をつくる勇気が前市長・現市長を始め、全体としてあったからこそ行えたものであり、決してそこにリソースがあったから自動的に行えたものではないと考えている。しかし他地域にどのように広げるかという点については、北九州市で行っていることを全く同じように他地域の中でも行うというつもりは全くない。現在行っている取組は、プランニングの段階から産業界や市民の方々など、みんなで知恵を出してきた。その知恵には、地域のリソースも持ち寄っている。そのような形が、今の北九州市の色々な政策の中に生まれてきている。そのような新しいイノベーションを起こしていくプロセスを伝えていけば、それぞれの街が、それぞれのバックグラウンドの中で、多様性をもったまちづくりができるのではないかと思う。ある意味では環境政策は市政全般を担っていると考えている。他地域についても、例えば福祉の問題等、これからのもちづくりの中での在り方、都市計画の在り方等を広く鳥瞰しながら取組を行うことが重要ではないか。北九州市としてももっとそのような視点をもっていければと思っている。(松岡氏)

⇒ある意味では、徹底した公害を経験されたことがよかつた面があるのか(鈴木部会長)

⇒北九州市はある部分だけが目立ち、とても先進的に取組を行っているとみられているが、例えば政令市の中では高齢化率1位である。また北九州市は平野がなく、ほとんど工場の中に家があり、山の上に人が住んでいる。この状況の中で、高齢化社会をどう乗り切っていくのか。「環境のまちづくり」というポリシーをつくっているが、決して産業と結びついて産業だけを伸ばすとは考えておらず、市民一人一人が安心・安全・幸せだということを強調していくためにどうしたらよいのか、という議論も当然している。これらは色々なところに移植ができる。条件が整えば、色々と参考にしてもらうことは一つとして多数存在すると思っている。これは西宮市の議論と同じような点があるのではないか。そっくりそのまま移すことは不可能であると思う。また、同じような条件でも、川崎市と北九州市はまるっきり違うので、同じことをしているようだが違うと思う。(浅野委員)

・今後、東北にスマートグリッドのための専門職員を派遣することについて、あるいは瓦礫の処理について、どのようにお考えかコメントをいただきたい。(永里委員)

⇒瓦礫処理については、実際に釜石市の瓦礫処理の計画作りから入っている。国においてもその辺りの具体的な考え方はあるが、現場サイドで本当にリアリティあるものなのか、非常に難しいものがある。北九州市の職員も入札制度等の壁の中で、新しいモデル的な事業を行おうとしても、一般論になってしまふ。これが瓦礫処理の中で難しいことである。先ほどの放射能の問題と共に、もっとフレキシビリティのあるようなやり方があるのではないか、ということを現場から聞いている。(松岡氏)

⇒スマートグリッドについては、釜石市の市長から、「市民に対して、希望の灯火を小さくてもよいから示したい」というお話があった。実はスマートグリッドをやることが目的ではない。釜石市の中で、今現在壊れてばらばらになってしまったコミュニティを、スマートグリッドという新しいエネルギーツールを使いながら再生を図っていく。その上に、漁業や産業や、地域のコミュニティを作り上げていく。コミュニティの基盤を作り上げていけば、色々な政策の復興は、自立化し、取組を行っていける。

北九州市もスマートグリッドを行っている。実際に釜石市が震災を体験し、エネルギーがいかに自地域としての一定の自立化が必要であったのかということ、エネルギーの融通性がないということがいかに社会的に損失であるかということ、を生の声として教えてもらった。被災地の方々との交流の中で、今後の、エネルギーの地域としての在り方を作り上げ、考えていきたい。(松岡氏)

- ・プランニングから企業と一緒にを行うという話があったが、今の国の状況は、国が施策を決めたものに各省庁が予算付けをして、自治体に手を挙げさせるために、縦割りになるのではないか。予算立てをする前から、横串の円卓会議のような形で、総合的に何をやるかで役割分担する、国と市がフラットな関係でプランニングから一緒にを行うような機会があれば、今のようなことが解決できるのだとすれば、それは予算化数年前から場づくりをするだけでもかなり効果があるのではないか。(善養寺委員)

⇒そのような国の場づくりというのは必要であるが、自治体にも責任があると思っている。今まで国の政策にぶらさがってきて、果たして本当に地方自治があったのかどうか。意外とアイディアを出して国に持っていくと採用してもらえる素地がある。そのような意味では、本当の意味での環境自治をしっかりとつことが、国自身を動かしていく素地になるのではないか。(松岡氏)

- ・釜石市と連携をしているといわれたが、逆に、金太郎飴のように分散しても意味のないものもある。おそらく輸出等の話になると、みんなが同じことをしていたら困るのではないか。ある意味では北九州市が主幹となり日本中を引っ張っていった方がよいと思う。他の市町村等との連携のようなものは、実際にどのように動いているのか。(善養寺委員)

⇒それぞれの都市は特性が違うのだと思う。各都市の特性を活かした中で、縦軸で釜石市と他の都市が結びつき、それがまた大きな各都市を補い合うということについては、現在釜石市と連携をする中で、お手伝いをするポジションニングとして話をしている。しかし北九州市がそこまで力があるのかどうかは別の話である。(松岡氏)

- ・競争入札は問題だと濁して言ってましたけど、要は、瓦礫の処理方法等を考えていく際、ある程度の業者と一緒にプランニングをしながらより連携をしていくことが重要であり、プランニングを書いたとして、誰が入札で取るかが不明な現在の競争入札のシステムでは協働ができない。競争入札の問題について、はっきり言ってください。(善養寺委員)

⇒正直申し上げると、競争入札は、やり辛い。本当にいい案を出しても、それが競争入札になってしまふ。プランニングに対して惚れこみ、その業者と一緒に深堀をすることが非常に大切だと思っている。その深堀をせずに行ふと、ゼロクリアの中からまた行わなくてはいけないという課題がある。ただし、公平性の問題、バランスの問題もあるのだと思う。(松岡氏)

■発表者：三重県　辰巳清和　環境森林部長

1. 団体発表概要

(1) 活動内容

- ・三重県は、1960年代に四日市ぜんそくがあり、大気汚染の常時監視や総量規制を他に先駆けて実施してきた。
- ・平成14年に産業廃棄物税条例を策定した。現在は、ごみゼロ社会実現プランということで、多様な主体と連携しつつごみゼロ施策の推進を展開している。
- ・三重県環境基本計画（案）を現在策定中であり、今年度末をめどに検討を進めている。国の環境基本計画を参考にまとめていきたいと考えている。
- ・環境審議会、県議会、パブリックコメント等を通じて三重県環境基本計画（案）の検討を行っている。
- ・三重県環境基本計画（案）では、①低炭素社会や生物多様性への対応、②現在策定中である今後10年間の総合計画であり、県民の方々との協働、協創を取り入れた「みえ県民力ビジョン」、③東日本大震災および原子力発電所の事故を受けた新たな課題の整理、がポイントとなる。
- ・「負の遺産」の早期解消として、行政代執行による対応ということで、過去の不適正処理事案について、地元住民とリスクコミュニケーションを通じた「調和的解決」への努力を実施している。これらは住民との話し合いが重要であると思っている。
- ・「負の遺産」化の防止として、排出事業者責任を徹底するとともに、未然防止・早期発見ということで、警察や警察OBを入れて取組を行っている。
- ・伊勢湾は赤潮・苦潮が発生している。三重県は総量規制により工場から出る排水については規制が進んでおり、しっかりと処理できているが、生活排水対策が必要であり、さらなる整備を進めている。
- ・伊勢湾には過去の汚濁物質が底泥に蓄積されており、これが赤潮・苦潮の発生原因となっているのではないかということで、抜本的なメカニズムの解明や、その対策を長期的に講じていく必要がある。
- ・伊勢湾の答志島では海岸漂着物が毎年大量に流れてくるため、対策に苦慮している。
- ・COP10の影響もあり、県民の生物多様性への関心は高い。「みえ生物多様性地域戦略」を策定中である。
- ・三重県では「1万人アンケート」として長年県民から「大切なものは何か」と聞いている。その結果常に、「自然が豊かである」、「美しい水がある」ということが上位に来ており、それを守っていく必要があるため、生物多様性の保全に取り組んでいきたいと考えている。
- ・三重県では、獣害被害もあり、生物多様性の三つの危機のうち、特に第二の危機（人間活動の縮小による危機）に対して特にしっかりと取り組む必要があると考えている。
- ・三重県は民有林が非常に多い。人工林率も60%以上を超えている。林業が価格の低迷等により回復がなかなかできないことから、平成13年頃から、独自に環境林と生産林に区分けを行っている。環境林は県と市町村で積極的な間伐を行い、環境を守るために

集中的な支援を行っている。

- ・本年度から林野庁の森林再生プランが始まるので、間伐材の90%以上が山に捨てられている現状であるところを、地域資源として活用するような仕組みを構築したいと考えている。
- ・台風12号により県南部に記録的な豪雨が起きた。橋等に流木がひっかかり、これは間伐材ではないか、山の手入れに問題があるのではないか、ということが言われている。

(2) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・「物質循環の確保と循環型社会の構築」について、三重県では県や市町村、スーパー等で協定を結び、ほとんどの市町村でマイバックが定着している。今問題となっているのは、生ごみの処理の問題である。この部分について、生ゴミを地域の循環資源として活用する取組、あるいは食品ロスを削減する啓発活動を今後進めていきたいと考えている。第四次環境基本計画においても、食品残渣も含めた廃棄物の地域の循環の必要性を明記していただきたい。
- ・「水環境保全に関する取組」について、伊勢湾の水質、海岸漂着物について申し上げたが、閉鎖性海域の水質改善や発生抑制も含めた漂着物対策の推進について申し上げたい。考え方によれば、閉鎖性海域における総合的な水質改善対策を重点分野にかかる取組と位置付けていただきたい。その推進が図られるように具体的な施策の明記をお願いするとともに、伊勢湾以外の全国の海岸についても海岸漂着物が問題となっている現状を踏まえて、この対策について、重点分野の中で明確に位置づけていただき、地域での様々な主体の協働・連携による取組が円滑に進められるよう、さらに県を超えた広域的な対策の推進が図れるようになればと思う。
- ・大気環境について、光化学オキシダントについては、原因物質といわれているNO_xとVOCが県内の排出者の規制等により、削減対策を進めているが、それにも関わらず、平均濃度が微増している。光化学オキシダントの効果的な対策を進めていただきたい。
- ・PM2.5については、国から測定機器を整備していただいているが、測定すると環境基準を超えているところがある。どのようにして削減していくのか、今後の取組の方向性を示していただきたい。
- ・地球温暖化についても、ぜひ、適応策について具体的な策を示していただきたい。

2. 意見交換概要

○人づくりに関連する事項について

- ・生物多様性の保全について、NPO・学校等の参画についての実例はあるか、(佐々木委員)

⇒生物多様性に関しては、自然環境保全条例の中で、里山保全に対する登録制度があり、そこで活動をしている団体が、三十数団体ある。三重県に立地している企業も熱心に行っている。(辰己氏)

⇒質問は学校教育においてということである(浅野委員)

⇒学校については、企業から直接近くの学校に教えに行くことがある。環境学習センターという公の施設をもっており、その中で学校と手を組んで活動を行っている。(辰己氏)

○基盤づくりに関連する事項(連携、コーディネーター)について

- ・国に積極的な関与をして欲しいということだが、県と市町村の連携や調整に対して国の関与を求めているのか。それとも外国に対して何か具体的に求めていることがあるのか。(中村委員)

⇒国の積極的な関与としては、環境事務所なりで、県の連携等について音頭をとっていただければと思っている。三重県としては、海岸漂着物の対策計画を県内でつくろうとしており、愛知県も先に作ってくださっている。そのようなものを広げていき、発生源等をみんなにまず認識してもらうことが大切ではないかと思っている。(辰己氏)

- ・伊勢湾は3県1市にまたがっている。各県に温度差がある等、足並みを揃えて環境改善ができない実態がある。地方自治体として、どのような仕組みがあれば、複数の自治体が一つの土俵の上で、伊勢湾の再生に乗り出せるか。国に対する仕組みや新しい制度への要望はあるか。(千頭委員)

⇒漂着ゴミについても、3県でそれぞれ取り組んでいる。昨年COP10の関連事業として伊勢湾をきれいにする運動を3県1市で一緒に行うなど、一緒に活動を行う動きは始まっている。しかし、もっと具体的にどうしていくのか、行政として何をしていくのかについては、コーディネーター的なものがほしい。(辰己氏)

○地球温暖化対策に関連する事項(適応策)について

- ・国の地球温暖化問題への適応策にはどのようなことを要望しているか。県土全体が脆弱なところがあると思うが、そのようなものを踏まえて、三重県としてどのような地球温暖化の影響に対する適応策を考えているか。(田中委員)

⇒県民の中では、適応策に至っていないところがある。しかし現実問題として、災害対策的なところもある。国でも色々検討をしているとかがっているが、適応策を行なながら地球温暖化の防止策も図れる方策もできるのではないかということで、県としてどのようにしていくのか、これから検討するというのが現状である。(辰己氏)

○廃棄物対策に関連する事項(電子マニュフェスト)について

- ・廃棄物のところで、電子マニュフェストのシステムの話があるが、現状はとてもアナログで、書類の提出となっている。全員に電子マニュフェストの義務付けをした方が、トータルの整合性や、モノがどこかへ行ってしまうという書面だとわからなくなる問題が、

すぐに判明しやすいという話を聞いたことがある。このようなものを国がもっと積極的に全体として進めていくことへの意見はあるか。(善養寺委員)

⇒電子マニュフェストは、一つの業者が電子マニュフェストを取り込んでいても、次の業者が取り組んでいなければ、使えない。県外からの移入もあるので、全国一齊に電子マニュフェストを進めてはどうかと思う。三重県も今年から特に啓蒙し、力を入れたいということで取り組んでいる。(辰己氏)

○水環境の保全に関連する事項（海岸漂着物）について

・海岸漂着物は、日本海側は対岸、対国から流れてくる等の噂があるが、太平洋側でも多いのか。どのような漂着物があるのか。(中村委員)

⇒内湾部分では漂着ゴミの実態は、ほとんど伊勢湾からではないかと思っている。外湾ではペットボトルキャップ等、遠くからのものがある。伊勢湾の漂着ゴミは流木が7～8割位で非常に多い。(辰己氏)

・伊勢湾の再生の議論は国交省を中心に色々なところで行われており、従来からの生活排水の総量規制よりは、もっと水産業を通じて栄養塩を回収するほうが大切だと言われている。従来の総量規制的な考え方以外に、水産業を再生するということを環境サイドとしてどのように取り組むのか興味がある。その点についてコメントをいただきたい。(千頭委員)

⇒伊勢湾の再生は、再生ビジョンをつくり、中部地方整備局が中心になり行っている。しかし大きな湾というところもあり、また現在溜まっている底質のところをどうするかという問題がある。先般、三重大学と県とで底質状況を調査したところであるが、生活排水対策しか今は講じられない。水産業にとって大きな問題であると認識している。「海の博物館」の館長を座長とし、漁業をどうするか等の検討も現在行っているところである。(辰己氏)

○森林整備に関連する事項（環境林の防災機能）について

・環境林の整備との関連で、広葉樹林に変わると防災面で例えば地すべり防止等になると聞くが、その成果は出ているか。(岩村委員)

⇒広葉樹が防災機能としてどうかということについては、データ的には手入れをした人工林でもしっかりと防災できると思っている。広葉樹も従来15年ごとに薪炭材として萌芽更新していたものが、40年・50年生になったものについてカシノナガキクイムシ等がついているところがある。伊勢神宮では2013年に遷宮があるが、かつては宮域林5000町歩のところから木材が使われ、今回の遷宮で再び使われる。大正時代に立てられた計画は200年計画であり、まだまだ先である。そこも広葉樹も一緒に入り、下草がたくさん生えたような山にしていければと思う。(辰己氏)

⇒環境林という形で森林を手入れすることにより、防災面で効果が出たのかをうかがいたかった。(岩村委員)

⇒防災面で効果が出たか出なかつたはないが、大学の先生方による測定で、人工林によって大きく間伐したところでは保水力があるということが実証されている。(辰己氏)

○その他

- ・ものを大切にする、もったいない、の観点から、My 箸を持ち歩くという取組がある。My 箸は当然のことながら洗剤、水を使ってきれいにして持ち歩く。三重県では間伐材の整備が重要だと思うが、間伐材の整備で出てきたもので使い捨ての割り箸をつくることについてのご意見をうかがいたい。(永里委員)
⇒三重県は製材工場が日本一多い。割箸は国産材の杉の端材の部分を利用して地域でつくられているところがたくさんある。国産材で使える部分については、割り箸は、もったいないではなく、むしろ有効に活用されているところもあると思っている。(辰己氏)
- ・水質の問題も含め、湾内の問題は全て陸域からきている。ここにゴミが溜まったから国で何とかしてほしいと言うのは、筋が違うのではないか。日本海も漂着ゴミの大半は実は日本から来ているゴミが多い。上流側、森林をしっかりと管理をすることを三重県がお手本になって行えば、自然と漂着ゴミ、水質の問題も解決されるところがあるのではないか。大いに期待したい。(鈴木部会長)
⇒今回の台風でも流木が橋梁を破壊する等の事態になっているが、森林そのものではなく、沢沿いのところが崩れ、それに付随して間伐材が落ち流れた。小さい間伐材が溜まっているのではないかと思っている。今後、これからどのような手入れをしたらよいか具体的に調査する予定である。(辰己氏)
⇒間伐材を放置しているのは日本全国で起こっている現象なのではないか。(鈴木部会長)
⇒そのように思っている。林野庁ではこれからは集中的に間伐材を切り出すということを支援していくということである。(辰己氏)
⇒林野庁の支援がないとできないのか。(鈴木部会長)
⇒木材は河野大臣により昭和 30 年代に輸入開始されたが、当時のレートは 360 円。それから現在の 70 円台までなった。木材の成長は時間がかかり、生産性が追いつかない。バイオマス利用を図っていこうかと思う。(辰己氏)

以上